JA DISCLOSURE

ディスクロージャー誌

2021

ＪＡマインズ

JA TOKYO DISCLOSURE

2021

『信頼され、未来へ続く東京農業』について
組合員・地域のみなさまに
理解が深まることを願って

ＪＡのディスクロージャーとは

ディスクロージャー（Disclosure）とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。
財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。
ＪＡも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。
ＪＡは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。
また、ＪＡは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。
一般の会社では、高収益・高配当を目的としていますが、ＪＡは各事業を通じて組合員・地域のみなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のＪＡとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域のみなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域のみなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域のみなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。
このディスクロージャー誌を通じて、ＪＡマインズへのご理解が一層深まることを願っています。

＊ 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
＊ 本冊子については、ＪＡ東京の決算期（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の情報について掲載しております。
＊ 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご留意ください。
＊ 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

目　　次

ごあいさつ…… 1
経営方針…… 2
金融商品の勧誘方針…… 5
事業の概況…… 7
社会的責任と貢献活動…… 13
リスク管理の状況…… 14
自己資本の状況…… 18
事業のご案内…… 19
各種手数料…… 25
貸借対照表…… 29
損益計算書…… 31
注記表…… 33
剰余金処分計算書…… 48
部門別損益計算書…… 49
財務諸表の正確性等にかかる確認…… 51
会計監査人の監査…… 51
損益の状況…… 52
直近の２事業年度における事業の状況を示す指標…… 53
　信用事業…… 55
　共済事業…… 63
　経済事業…… 65
　その他事業…… 66
経営諸指標…… 68
自己資本の充実の状況…… 69
役員等の報酬体系…… 81
当組合の組織…… 82
沿革・歩み…… 86

＊注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

ごあいさつ

平素より、ＪＡ各事業に対する格別なるご理解・ご協力賜わり、厚く御礼を申しあげます。
このたび当ＪＡでは令和２年度の業績、経営課題への取り組みや経営方針などをまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌を通じて当ＪＡへのご理解をより深めていただけましたら幸いに存じます。
さて昨年度を振り返りますと、３月中旬にはWHOが「新型コロナウイルスはパンデミックといえる」との見解を表明し、同月末には早々と東京オリンピック２０２０開催の延期が決定されたほか、日本国内でも緊急事態宣言の発令や三密防止・時短要請・外出自粛をはじめとする各種感染防止対策を求められるなど、新型コロナ一色の年となりました。
当ＪＡでも災害対策本部を立ち上げ、金融店舗やマインズショップの営業時間短縮、職員のスプリット勤務、店舗内の定期的な消毒等、日々対応に追われました。殊に、毎年６月に開催する各地区事前説明会は、心ならずも見送りを余儀なくされ、第２８回通常総代会では、総代をはじめ組合員の皆様のご理解、ご協力のもと議決権行使書による決議を行うなど、“新型コロナウイルス”という見えない敵との戦いを強いられました。
また組合員・利用者の皆様を対象とする独自サービス「優待旅行」や「観劇会」等のイベントを、ご参加者の安全面・健康面を最優先に考えた上で中止することに加え、人が一堂に会する各種会議・研修会等はリモートにより開催せざるを得なかったほか、様々な事業が新型コロナウイルスの影響を受けました。
このような状況の中、前年度の狛江市に続き、調布市・府中市の特定生産緑地の相談や指定手続きのお手伝いをさせていただくことにより、管内の大切な農地の保全支援に努めるとともに、施設面では令和３年２月２２日に植物公園前支店を開店し、３月１日より当ＪＡで初めて貯金業務のみを行う店舗として営業を開始いたしました。更に、組合員・利用者の皆様の利便性を低下させるものは支店統廃合であるという認識の下、当面の間は支店統廃合を行わず、営業時間の短縮により残業時間をはじめ人件費の抑制に注力することを決定し、同じく３月１日より、金融店舗の営業時間を午前９時から午後２時まで（午前１１時から１時間休止）に変更しました。
本年度におきましては、新しい金融店舗の営業態勢を周知しつつ経営基盤の強化を図るとともに、「未来へ続く東京農業の確立」とそれを支える「未来を担うＪＡの経営力強化」を基本方針に据えた現３ヵ年計画（令和元年度～令和３年度）が最終年度であることを念頭に、地域農業の存続と管内の農業者・組合員・利用者の皆様に「もっと必要とされるＪＡ」となれるよう目指してまいる所存でございますので、何卒倍旧のご愛顧のほど宜しくお願い申し上げます。

マインズ農業協同組合

代表理事組合長　田中 幸雄

経営方針

経営理念

わたしたちは、しっかりした意志を持った集団として、『農』を中心とした
〝みどり〟豊かな〝笑顔〟の絶えない明るい地域社会の発展に貢献します。

ビジョン

「気づかい」「心配り」「おもてなし」（ホスピタリティ）の精神で
支店等を拠点として真心こめたサービスを提供することにより、
地域でかけがえのない存在になることを目指します。

経営方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じる中で、総合経済対策の着実な実行等による各種政策効果や海外経済の改善もあり、緩やかながらも景気の浮揚と持ち直しが続くことが期待されております。しかしながら、国内外の同ウイルス感染症拡大による経済不安は霧散することなく、国内経済を下振れさせるリスクをがあることに十分注意を要するとともに、金融資本市場の変動等にも意識を傾ける必要があります。

このような状況の中、信用事業につきましては、顧客本位の提案活動を実践することにより、地域から必要とされるメインバンクを目指してまいります。

貸出金につきましては、各支店を拠点とした融資推進体制を強化するとともに、住宅ローンの伸長を図ることにより、貸出金残高の増加に努めてまいります。

共済事業につきましては、既契約世帯に対するフォロー活動を更に強化するとともに、ＬＡをはじめとする職員の提案スキル向上及びコンプライアンス意識の醸成を図ることにより、組合員・利用者に安心かつ万全な保障を提供してまいります。

購買事業につきましては、組合員の多様なニーズに対応するため、肥料・農薬・生産資材等の仕入れ先や発注方法等の見直しを進め、低価格品目の増加、省力化・環境に配慮した生産資材の取り扱いを拡大してまいります。

販売事業につきましては、一番身近な地場農畜産物の販売拠点としての有利さを最大限発揮することに加え、消費者目線に立った運営を継続することにより、マインズショップの集客力と販売力を強化するとともに、新規加工品の開発や学校給食の出荷量の増加等を図り、農業者の所得向上を目指してまいります。

資産管理事業につきましては、組合員の皆様の大切な農地と資産を守るため、本支店間の連携を強化するとともに、各地区資産管理担当者を地域振興総合センターに集約した本旨に則り、情報並びに知識の共有化を図ることにより組合員の皆様からのより高度なご要望等に対応してまいります。

葬祭事業につきましては、ご家族の意向・想いに寄り添った葬儀を施行するため「葬儀事前相談」を充実させるとともに、組合員及び地域住民の皆様に安心してご利用いただけるよう、時代に即した葬儀スタイルに取り組んでまいります。

広報活動におきましては、広域情報発信媒体として「ホームページ」、管内情報発信媒体として地域情報紙「マインズマルシェ」、組合員情報発信媒体として広報誌「まいんず」と各媒体を通して、地域農業・自己改革に関する様々な情報を魅力的に発信してまいります。

経営管理につきましては、金融店舗の新しい営業時間の定着と活用により、経営基盤の強化に努めるとともに、今後予想される厳しい経営状況に対応できる経営体制・組織体制等について引き続き慎重な検討と準備を進めてまいります。

現３ヵ年計画（令和元年度～令和３年度）の最終年度を迎え、今後も新型コロナウイルス感染症による様々な制限が予想される中、ＪＡマインズ自己改革を継続、断行することにより「地域に必要なＪＡ」と評価いただけるよう、役職員一丸となって自己改革に邁進してまいります。

基本方針

１．未来へ続く東京農業の確立
２．未来を担うＪＡの経営力強化

「不断の自己改革」取組宣言

ＪＡマインズは、平成２８年より組合員訪問や各部会との話し合い等、組合員との対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

これまでの自己改革の取り組みについては、平成３０年より実施した「ＪＡの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員の皆様から、一定の評価と自己改革に一層期待するとの声をいただくことができました。

また、多くの准組合員の皆様からは、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

ＪＡマインズでは、こうした組合員の皆様の声に応え、正組合員と准組合員の声を経営に反映するとともに、一層の事業利用と組合員組織や協同活動への参加を進めます。

今後とも、ＪＡマインズは、「地域になくてはならないＪＡ」であり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能なＪＡ経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでいきます。

令和3年6月25日
マインズ農業協同組合

常勤役員による組合員との対話について

実　施　年　月		内　　容
平成２８年	３月	ＪＡ東京大会決議に基づく組合員と常勤役員の話し合い
平成２９年	８月	組合員訪問
	１０月	女性部本部役員と常勤役員の話し合い
	１１月～１２月	組合員訪問
	１２月	青壮年部本部役員と常勤役員の話し合い
平成３０年	４月	支部長と常勤役員の話し合い（多磨地区）
		支部長と常勤役員の話し合い（西府地区）
		支部長と常勤役員の話し合い（狛江地区）
		支部長と常勤役員の話し合い（調布地区）
	５月	支部長と常勤役員の話し合い（神代地区）
	８月～１０月	組合員訪問
	９月	女性部本部役員と常勤役員の話し合い
	１２月	青壮年部本部役員と常勤役員の話し合い
平成３１年	３月	生産５部会と常勤役員の話し合い
令和元年	９月	女性部本部役員と常勤役員の話し合い
	１２月	青壮年部本部役員と常勤役員の話し合い
令和２年	１月～３月	組合員訪問
	９月～１２月	組合員訪問

ＪＡの自己改革に関する組合員アンケート調査について　※ＪＡマインズ最終結果一部抜粋

【実施期間】平成30年10月～平成31年4月

【回答数】　正組合員1, 810件　　准組合員9, 173件　　合計10, 983件

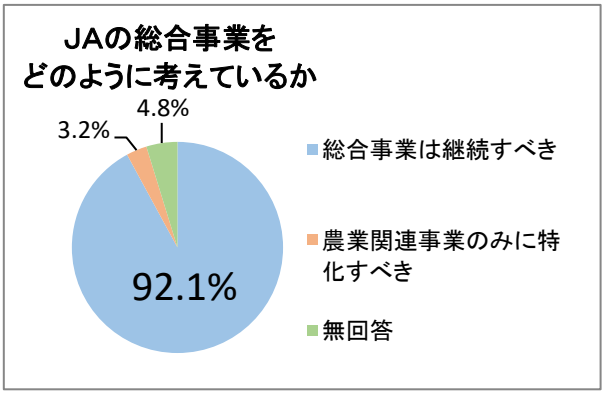

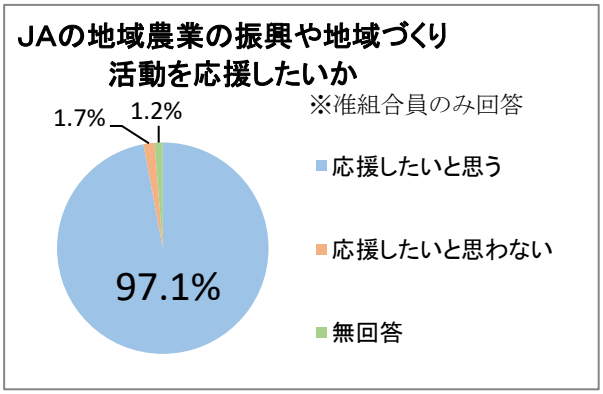

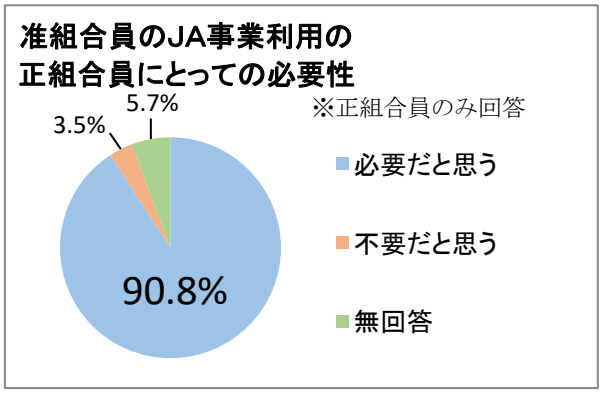

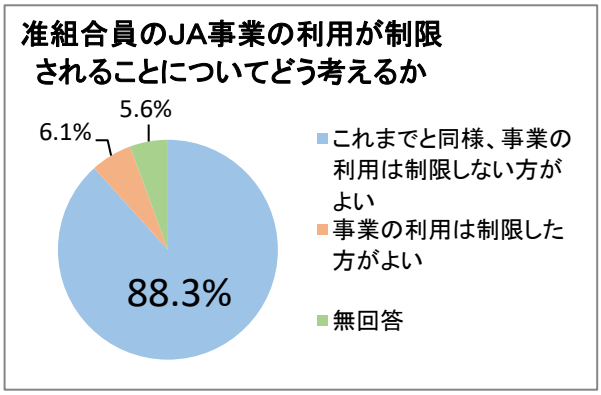

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1．組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2．組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3．不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4．電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5．組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6．販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

マインズ農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．関連法令等の遵守
当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、保護法第２条第１項、第２項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。
特定個人情報とは、番号利用法第２条第８項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2．利用目的
当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3．適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4．安全管理措置
当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。
個人データとは、保護法第２条第６項が規定する、個人情報データベース等（保護法第２条第４項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5．匿名加工情報の取扱い
当組合は、匿名加工情報（保護法第２条第９項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドラインに則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6．第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7．機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8．開示・訂正等
当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
保有個人データとは、保護法第２条第７項に規定するデータをいいます。

9．苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

１０．継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

マインズ農業協同組合(以下、「当組合」といいます。)は事業を行うにあたりまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成１９年６月１９日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー･ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー･ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、取引関係を含めて排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察・財団法人暴力追放推進センター・弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

金融円滑化にかかる基本方針

当ＪＡマインズ（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

１．　当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

２．　当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

３．　当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

４．　当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

５．　当ＪＡは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

６．　当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

（１）組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

（２）総合企画担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

（３）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

７．　当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

事業の概況

令和２年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響による内需の縮小が続き、政府による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」をはじめ様々な経済対策が実施されましたが、景気の水準はコロナ前を下回った状態に留まり、国内外における感染拡大の強弱に歩調を合わせるような世界経済の趨勢を臨場感をもって体感できる一年となりました。

このような情勢の中、信用事業のうち貯金につきましては、恒例となっている優待旅行・じゃがいも掘り・大根掘り等、当ＪＡならではのサービスが同ウイルス感染症拡大により実施できなかったものの、組合員ならびにご利用者の皆様に引き続きご支持を頂き、残高は期首に比べて９９億円増加と計画を大きく上回ることができました。また年金振込口座指定等家計メーン化推進につきましても全支店が積極的な推進を行い、今年度も目標を達成することができました。

貸出金につきましては、依然として低金利情勢が継続する中、年度当初に同ウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されたことを受け、訪問・推進活動が思うように実施できなかったことに加え、全世界的な経済・生産活動の停滞から建物等完成に遅延が生じるなど、事業計画で掲げた新規融資目標まで至りませんでした。固定化債権につきましては、今年度も６か月以上の延滞債権は０件を維持し、健全な債権管理を継続することができました。

共済事業につきましては、緊急事態宣言中の訪問活動を原則停止したことから、新規契約の挙績ペースが例年に比べ大幅に遅れる時期もありましたが、宣言解除後に開始した既契約世帯に対するフォロー活動や組合員・利用者本位の提案活動の積極展開により、最終的には東京都第２位で年度目標を達成することができ、加えて計画以上の収益を上げることができました。

購買事業のうち生産資材につきましては、組合員のご要望に応えるべく、春肥や秋肥・予約回覧等における斡旋時の生産資材価格引き下げに努めました。また、政府が同ウイルス感染症に係る農林漁業者の経営継続を目的に経営継続補助金を創設したことを受け、ＴＡＣ担当者による同補助金を活用した農業機械導入を積極的に提案したこともあり、多くの農業機械購入のご用命を頂き、計画以上の供給高を上げることができました。

販売事業につきましては、在宅勤務者数の増加と比例するようにマインズショップ等の平日利用者数が増えたこと、及び安全安心な国内野菜が見直され「地産地消」の意識が高まったこと等により、地場農畜産物の販売高が増加しました。また、当ＪＡオリジナル加工品「ふふふパン」や地場農産物を使用した調理パンの販売が順調であったことにより、計画以上の実績を挙げることができました。

指導事業におきましては、同ウイルス感染症拡大防止の観点から会議や講習会・イベント等のほとんどが開催できない中、感染防止に努めながら、組合員と一緒に開催する食農教育活動「アグリ体験塾」や「親子でアグリ」等を開催したほか、地域住民の方々に農業をより身近に感じていただく「貸出農園」の利用率向上に努めました。女性部活動では、各市のよさこい祭りが中止となり、ＪＡマインズよさこい連の活気ある舞踊を披露できませんでしたが、活動費の一部から府中市、調布市、狛江市の各社会福祉協議会にマスク、アルコール消毒薬等を寄贈しました。青壮年部では、規模を縮小しながらも「学童農園」を開催し、地域の子供たちに都市農業の重要性を理解してもらう活動を行いました。

宅地等供給事業では、事前相談対策に注力した結果、相続税試算件数は大幅に増加したほか、相続コンサル受注件数も例年通り推移いたしましたが、不動産の資金化需要が減少し、計画には至りませんでした。

葬祭事業につきましては、ご葬家より、関係者、知人の方等も広く参列いただく従来の一般施行方式よりも、家族葬や密葬等の近親者のみによる親族葬方式のご用命が多く、感染予防に細心の注意を払いながらご遺族の想いに寄り添い葬儀を施行させていただきました。

広報活動につきましては、正組合員の皆様はもちろんのこと准組合員の方々にも広く当ＪＡをお知りいただくため、既存の広報誌「まいんず」に准組合員向けページを新たに設けるなど大幅な刷新を行いました。

経営管理のうち組織面では、貯金業務のみを行う「植物公園前支店」の開店や金融店舗の新しい営業時間の導入により、当面の間は支店統廃合を行わず、経営基盤の強化を行うことを決定しました。今後におきましても、将来予想される厳しい経済情勢の中、当ＪＡが安定的経営を持続できる施策について検討を継続してまいります。

内部統制面につきましては、同ウイルス感染症の拡大に伴い災害対策本部を立ち上げ、最新の状況を見極めながら事業継続に努め、ＷＥＢ会議を活用した全職員向けのコンプライアンス研修会を実施したほか、期中に採用した職員・パート職員等を対象とする個人情報保護関連の研修会を新たに開催するなど、誰もがコンプライアンス意識を高めて業務を行う態勢を整備しました。

今後におきましては、組合員の皆様から頂いたご意見・ご要望をより迅速に実現できるよう努め、組合員・地域の皆様から「なくてはならないＪＡ」と評価いただけるよう、自己改革と健全な事業運営を継続してまいります。

トピックス

令和２年６月	農業用資材廃棄物集荷回収
	大國魂神社献穀米御田植祭
	第２８回通常総代会（本店・西府支店会議室）
６月～７月	えだまめ定期積金収穫体験日
６月～１１月	アグリ体験塾
８月	農機一斉点検
９月	ＪＡ女性組織リーダーセミナー・第３６回東京都家の光大会
	ＪＡ都青協リーダーセミナー・組織活動実績発表大会
９月～１２月	常勤役員等による組合員訪問（声を聞く活動）
１０月	大國魂神社献穀米抜穂祭
	農機資材検討会
１１月	大國魂神社新嘗祭
	農業用資材廃棄物集荷回収
１２月	種苗法改正に伴う研修会
	自己改革研修会
	神棚・神具セール
令和３年２月	農業用資材廃棄物集荷回収
	農機一斉点検
	大國魂神社祈年祭
	ＴＡＣ活動発表会
	植物公園前支店竣工式・開店記念式典
通年行事	親子でアグリ

第28回通常総代会

親子でアグリ

大國魂神社献穀米抜穂祭

アグリ体験塾

植物公園前支店開店記念式典

TAC活動発表大会

農業振興活動

JAマインズ自己改革工程表　令和元年度～令和3年度（第2事業年度）

3年後の成果目標	令和元年度実績
地場農畜産物　買取販売品取扱高　12，074千円（平成30年度実績）　⇒　15，000千円（令和3年度達成目標）	10，774千円（令和2年度達成目標13，500千円）

基本方針	戦略		重点施策	具体的実施事項	計画・目標
『未来へ続く東京農業の確立』	1. 都市農地の保全	A 特定生産緑地の指定促進	特定生産緑地の指定促進と都市農業・都市農地にかかる諸制度の周知徹底	農地把握システムを利用して、特定生産緑地指定手続きをサポートいたします。	特定生産緑地指定手続きの確実なサポート
				都市農業・都市農地にかかる諸制度の周知徹底と相続税納税猶予制度を適用した生産緑地の貸借が可能であること等の様々な農地のメリットに関する情報を発信します。	全ての生産緑地所有者に対し情報発信
		B 未利用農地・低利用農地の有効活用	JAによる農地管理・農作業の受託・農業経営・貸借支援の充実	農地の貸借におけるコーディネートを行い、様々な農地活用方法を提案します。	合計6件の貸借実施
			体験型農園、学童農園等の開設・運営支援	他団体と連携を図り、研修会等を通じて情報提供するとともに、低利用農地を活用し体験農園等の開設・運営を支援します。	新規体験農園等を合計3農園開設
				当JA貸出農園の充実と体験農園等の支援により、みどり豊かな地域社会の発展に貢献します。	貸出農園を合計3農園開設
	2. 農業の担い手の維持と拡大	C 担い手の支援及び育成	JAによる農地管理・農作業の受託・農業経営・貸借支援の充実	高齢・病気・怪我等の理由により、営農に支障をきたす農業者の農作業を受託する営農支援事業を積極的に行います。	営農支援作業施行合計60件
				ハウス等整備・営農支援の充実に向け地域振興部・経済指導部門の職員を増員します。	合計6名増員
			人材の確保と育成	TAC担当者の知識向上ならびに提案力の向上を図り、担い手に細やかな営農の相談と支援を行います。	合計4品種を新たに提案 新技術の提供
			その他	当JA独自の支援事業（助成制度）を通じて、営農の効率化やコスト低減を図ります。	支援事業計画額の全額利用
				資産管理部会・都市農政推進協議会と連携し、当JA管内3市へ固定資産税・都市計画税の負担軽減の継続を働きかけ、都市農地保全に向けた農政運動を展開します。	固定資産税・都市計画税の負担軽減の継続
		D 新たな農業者の取込み	人材の確保と育成	講習会の開催等を通じて女性農業者による農産物・加工品販売を支援します。	参加者合計45名
			後継者対策（結婚支援含む）の強化	新規就農者を対象に青壮年部加入を促進し研修会等の支援を行うとともに、独身後継者の勉強会・イベント等を実施します。	研修会等を合計6回開催
		E 農畜産物に対する付加価値の増大	学校給食への食材提供の拡大	展示圃等の作付指導により、学校給食用食材を提案します。	合計5品目を提案
			GAP制度の普及促進	農業改良普及センター等と連携を図るとともに、当JA独自の支援事業を活用しながらGAP普及に取り組みます。	合計3名以上のGAP認証

（注）自己改革工程表より、基本方針『未来へ続く東京農業の確立』を抜粋して掲載しています。

進捗状況
コロナ禍において、例年学校給食の献立として採用されていたゼリーの加工品製造業者が廃業したことにより、原材料となる地場農産物の販売ができなかったことに加え、イベント販売等が軒並み中止されたことが主な減少要因となりました。 このような状況下、安定した販売高が見込める府中市立学校給食センター【6，670千円→7，834千円　前年対比117．5%】や空白行政区（区内学校給食）【451千円→766千円　前年対比169．8%　】への出荷に重点を置いたことにより増加となりました。また、新たな販路として調布市内・府中市内の自動車販売会社への地場農産物販売や府中市内社会福祉法人との継続的な取引を開始したことにより、地場農畜産物の販売高減少を抑制することができました。

年度目標 令和2年度	年度目標の進捗状況
個別訪問による特定生産緑地指定手続きのサポート	特定生産緑地指定申請に関する相談業務ならびに謄本等の必要書類の取得費用について助成を行いました。 3市のサポート件数547件（内訳　府中市:214件、調布市238件、狛江市:95件）
各種生産団体に対し説明会を実施	コロナ禍で説明会等は実施できませんでしたが、資産相談課が個別に相談対応いたしました。また、資産管理ニュース等を通じて正組合員向けに農地に関する有益な情報を発信いたしました。
2件の貸借実施	指導課と資産相談課で連携を図り、今年度7件（累計18件）の農地貸借契約を締結することができました。また、農地貸借を活用した貸出農園が令和2年5月に開園いたしましたが、土地所有者のご事情により返却させていただいたため、別の所有地で令和3年3月に開園いたしました。
1農園開設	コロナ禍ではありましたが、5月に開園した新規体験農園利用者の追加募集に際して、スーパーマーケットと連携を図り、調布市内3店舗に募集チラシ設置の支援をいたしました。また、高齢により指導することが難しくなった体験農園に対し、園主に代わってJA支援型農園として取り組みを始めました。
1農園開設	指導課と資産相談課で連携を図り特定生産緑地制度の相談とともに、調布市内で2件の新規貸出農園用地として農地貸借を提案しましたが開園には至りませんでした。多磨地区においては生産緑地の貸借を行い、令和3年3月に貸出農園を開園いたしました。
営農支援作業施行20件	定植作業1件、耕耘8件、堆肥散布2件、防鳥網設置5件、マルチ敷3件、除草作業2件、農薬散布2件、その他2件、合計25件の支援をいたしました。
2名増員	平成31年4月1日時点で地域振興部・経済指導部門職員62名に対し、令和3年3月31日現在で57名に推移いたしました（5名減）。新採用職員の配属等により増員を図ってまいります。
1品種を新たに提案	TAC担当者が提案する13品（種・農薬・栽培資材等）に関する情報を纏めた「TAC通信」を年間4回作成し、担い手へ配布いたしました。引き続き担い手へ生産資材等を提案していきます。
支援事業計画額75%以上の利用	TAC担当者等の声掛けにより農業経営活性化支援事業の内容を周知するとともに、支部回覧や広報誌秋号への掲載により更なる周知を図りました。 令和2年度計画額600万円、実績103件、475万円助成（79%達成）
3市に税負担軽減継続の要望書を提出	11月に3市に対し要望書を提出いたしました。また、狛江市におきましては、継続した農政運動により、農業用倉庫の固定資産税が一部減免されました。
参加者計15名	新たに、「女性農業者組織」を設立し、11名が登録いたしましたが、コロナ禍により即売や研修会を行うことはできませんでした。
研修会等を2回開催	JA北多摩地区協議会主催による独身後継者を対象にした婚活交流会を計画しておりましたが、コロナ禍のため中止いたしました。生産履歴記帳の研修会については、緊急事態宣言により延期となりましたが、研修資料を各部員へ郵送いたしました。
1品目を提案	「秋ジャガイモ」の病害虫による抵抗性、生産量拡大ならびに「玉ねぎ」の作季拡大に向けた取り組みとして、担い手へ試験圃の提案を行い、作付けを実施して学校給食へ提供いたしました。来年度は「人参」「ネギ」の試験を行います。
GAP認証支援の実施 1名以上のGAP認証	農業改良普及センターと情報共有を図りながら支援を実施した結果、2名がJGAP、1名が東京都GAPの認証を取得されました。

社会的責任と貢献活動

全般に関する事項

事故ならびに不祥事等の未然防止のため、不祥事未然防止のための行動計画・コンプライアンスプログラム等に基づき職員に対し連続職場離脱を実施するなど、内部牽制機能の強化を図っております。また、リスク管理体制のさらなる整備を図ることにより、体質強化及び堅実経営に努めております。

また、『東京の農業とＪＡの未来を拓く』３ヵ年計画（令和元年度～令和３年度）及び『地域農業振興計画』（令和元年度～令和３年度）等に基づき、引き続き農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たすため、あらゆる機会を通じて経営内容の開示（ディスクロージャー）に努め、組合員並びに利用者の皆様の負託にこたえるＪＡ体制の整備を一層進めてまいります。

１　地域からの資金調達の状況

毎年９月頃、当ＪＡで年金をお受取りいただいている方全員に粗品を進呈しております。また、年金受給予定者及び年金受給機関の指定替えを対象としたご紹介キャンペーンを展開するなど、新規受給先の獲得につなげ、将来的な資金確保に努めております。一方、相続・遺言に関連した各種相談業務等の充実強化を図り、個人貯金の安定的な確保にも努めております。

その他、インターネットバンキング、キャッシュサービス（デビットカード）、スウィングサービス、ＡＴＭ振込・振替サービス、自動支払、振込・送金・代金取立、給与振込、年金自動受取、配当金自動受取、自己宛小切手、ＪＡクレジットカード、自動送金、登録振込、自動集金、家計簿サービス等を提供しております。

２　地域への資金供給の状況

地域金融機関として皆様に最適な商品・サービスの提供を心がけております。その中でも、当ＪＡでは住宅資金ニーズを着実に捉え、推進活動に取り組むとともに、他事業部門と連携した「ローンＰＲ活動」の開催・「ホームページによる商品説明」等を行っております。

また、住宅ローン以外でも、お客様のニーズに合った目的型のローン商品をご提供しております。

３　文化的・社会的貢献に関する事項

消費者の「食」に対する安全性の関心が高まるなか、東京都と連携して農産物の残留農薬検査を行っています。また、地域の皆様へはホームページ等を通じて顔の見える農業を紹介し、併せて直売所を通じて、「安全・安心」な農産物を提供しています。

ＪＡグループ一体となって取り組んでいる「みんなのよい食プロジェクト」を展開し、未来を担うこども達のために農業を通じた「食」と「農」の大切さを学んでもらうため、学校給食へ地元農産物の供給や料理教室、作付けから収穫までの体験ができる「学童農園」・地域住民及び子ども達を対象とした野菜の収穫体験等を青壮年部・行政と連携して食農教育活動に取り組んでいます。また、地域の親子を対象に畑づくり・種蒔き、栽培管理・除草作業、収穫体験・資材片付けまで行う当ＪＡの食農教育活動にも取り組んでいます。さらには健康管理活動として、人間ドック・脳検査・婦人検診等の受診を積極的にピーアールし、健康づくりに貢献するとともに女性部役員及びヘルパー資格取得者が中心となり、７５歳以上の方を対象とした「ミニデイサービス」を実施しております。

４　地域密着型金融への取り組み

農業メインバンク機能の強化を図るため、メイン強化先への定期訪問活動を積極的に実施するとともに、ＪＡバンク東京農業パワーアップ利子補給制度対象商品となる「農業経営支援資金」や「営農支援ローン」により、正組合員及び農業担い手の地域農業振興をお手伝いしております。

リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

１　信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理部を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

２　市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ･バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

３　流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

４　オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

５　事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

６　システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

ＪＡマインズは、地域に密着した協同組合として、組合員の皆様は勿論のこと利用者の方からも、一般の企業より高い信用・信頼を期待されています。

そのために役職員一人ひとりが、自ら率先して法令を遵守するという気概を持つとともに、組織としてもコーポレートガバナンス（企業統治）を充実・強化させることにより、組合員及び地域住民の生活の向上並びに地域社会の発展に貢献するという協同組合としての基本的使命・社会的責任を果たす必要があります。その使命・責任を実現するために、以下の事項に取り組んで参ります。

【基本方針】

○当組合は、ＪＡの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員各々が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
○当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
○当組合は、関連する法令等を厳格に遵守することは勿論のこと、指示書等内部的取決め（内部指示書・コンプライアンス指示書等）に従うことにより、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
○経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
○社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

当ＪＡでは、役職員一体となり、法令遵守（コンプライアンス）体制の充実に努めるため、コンプライアンス規程・コンプライアンス委員会規程・コンプライアンスマニュアルの制定及び常勤監事、員外監事の登用を図っております。また、「内部統制システム基本方針」のもと「コンプライアンス・プログラム」を策定し、確実に実践することで法令違反や不祥事といった問題を未然に防止する体制を整備しております。

法令遵守等（コンプライアンス）統括管理者は総合企画担当常務が務め、同体制を担う部署として本店は総合企画室コンプライアンス課、支店においては支店長をそのコンプライアンス責任者と位置づけ、法令遵守等（コンプライアンス）に関する情報の提供を行うとともに、相談窓口としての機能を果たしております。

監査室は本支店の各部署が、統括部署監督のもと法令、定款、諸規程を遵守し、コンプライアンス規程・コンプライアンス委員会規程・コンプライアンスマニュアル等に沿った正しい業務を行っているかをチェックするとともに、必要な改善・指導を行っています。

また、平成１７年４月より民間事業者にも適用が開始された「個人情報の保護に関する法律」を遵守すべく、コンプライアンス体制を再確認するとともに、インターネット及び店頭にて個人情報保護方針等広く皆様にアピールしております。詳細はホームページを参照してください。

ホームページアドレス　https://www.ja-minds.or.jp/

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ＡＤＲ制度への対応

１　苦情処理措置の内容

当ＪＡは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

・当ＪＡの苦情等受付窓口≪信用事業≫

まずは、当ＪＡの窓口へお申し出ください。

西府支店	042-360-3411	中河原支店	042-364-8955
多磨支店	042-365-2161	是政支店	042-363-7361
白糸台支店	042-367-0515	紅葉丘支店	042-369-0761
調布支店	042-482-0286	西調布支店	042-486-4741
国領支店	042-487-1202	神代支店	042-482-0166
植物公園前支店	042-480-6011	狛江支店	03-3489-4177
上和泉支店	03-3488-0225		

上記支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

ＪＡバンク相談・苦情等受付窓口　本店金融共済部　貯金課
電話番号：042-334-6205
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

▽

上記本支店のほか、ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情を受け付けております。

ＪＡバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

・当ＪＡの苦情等受付窓口≪共済事業≫

まずは、当ＪＡのＪＡ共済相談・苦情等受付窓口へお申し出ください。

本店金融共済部	042-334-6312	西府支店	042-360-3435
多磨支店	042-369-0561	調布支店	042-482-0286
神代支店	042-482-0168	狛江支店	03-3489-4177

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関の休業日を除く）

▽

上記本支店のほか、ＪＡ共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、ＪＡ共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。

ＪＡ共済相談受付センター（ＪＡ共済連　全国本部）
電話番号：0120-536-093（フリーダイヤル）
受付時間：午前９時～午後６時（月～金曜日）　午前９時～午後５時（土曜日）
※日曜日・祝日および12/29～1/3を除く

２　紛争解決措置の内容

当ＪＡは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・当ＪＡの紛争解決措置≪信用事業≫

苦情などのお申し出については当ＪＡが対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用することができます。

東京弁護士会紛争解決センター
電話番号：03-3581-0031
受付時間：午前９時３０分～午後０時　　午後１時～午後３時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター
電話番号：03-3595-8588
受付時間：午前１０時～午後０時　　午後１時～午後４時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター
電話番号：03-3581-2249
受付時間：午前９時３０分～午後０時　　午後１時～午後５時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

※東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会（東京三弁護士会と協定を締結した地方弁護士会に限られる）で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です

・当ＪＡの紛争解決措置≪共済事業≫

苦情などのお申し出については当ＪＡが対応いたしますが、お客様が外部の紛争解決機関を利用して直接解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の外部機関を利用することができます。

（一社）日本共済協会　共済相談所　　電話番号：03-5368-5757
受付時間：午前９時～午後５時（土日・祝日および12/29～1/3を除く）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html

（一財）自賠責保険･共済紛争処理機構
http://www.jibai-adr.or.jp/

（公財）日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/

（公財）交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/

日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

※各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、当ＪＡの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理体制の適正性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適正性の維持・改善に努めています。

内部監査は、ＪＡの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長に報告したのち被監査部門に通知され、その後の改善事項については、被監査部門に改善策を求め、フォローアップ監査を実施しています。監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに代表理事組合長、監事、理事会に報告し、速やかに適切な措置を講じています。また、内部監査と監事監査の連携を保ち、協力関係を構築し、監査機能を発揮しています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、18.38%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項　　目	内　　容
発行主体	マインズ農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	１，７７６百万円

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移

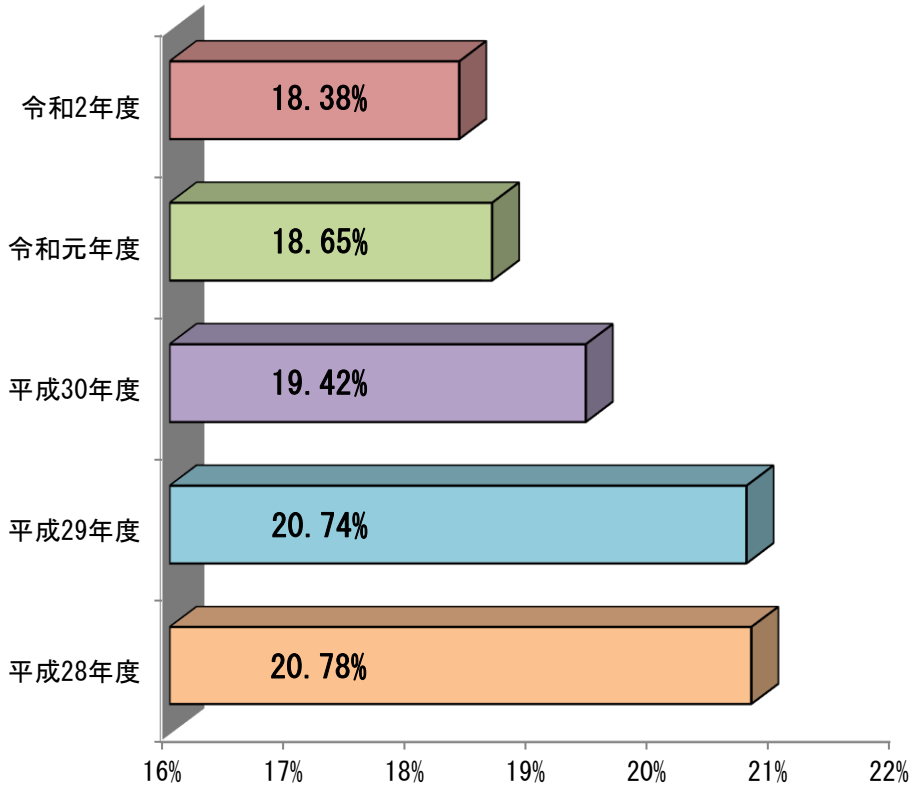

事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1　信用事業

信用事業では、貯金･貸出･為替など、いわゆる銀行業務を行っています。ＪＡの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、ＪＡバンクシステムを構築しており、全国のＪＡ・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、ＪＡバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種　　類	特　　徴
総　合　口　座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普　通　貯　金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当　座　貯　金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯　蓄　貯　金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納税準備貯金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出しは原則として、税金の納付のためとしております。（利息は非課税扱いです。）
通　知　貯　金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
スーパー定期貯金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
大口定期貯金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変動金利定期貯金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期日指定定期貯金	個人のお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積立式定期貯金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定　期　積　金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、着実に積み立てる計画貯金です。
決済用貯金	無利息ですが、貯金保険制度で全額保護され自由に出し入れできます。

融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種　　類	特　　徴
住　宅　ロ　ー　ン	（一般型・100%応援型） 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金等にご利用いただけます。
	（借換応援型） 他金融機関にて借入中の住宅ローン借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃貸住宅ローン	アパートやマンションの建設・増改築・補改修の資金にご利用いただけます。
マイカーローン	自動車・バイクの購入や修理・車検等の資金にご利用いただけます。
教　育　ロ　ー　ン	就学子弟の入学金・授業料・学費等、教育に関する資金にご利用いただけます。
リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修の他、住宅に付帯する施設等の住宅関連設備等にご利用いただけます。
フ　リ　ー　ロ　ー　ン	結婚・旅行・電化製品のお買物等、生活設計資金にご利用いただけます。 ただし、事業性資金・負債整理資金等は除きます。
相続税納付資金	組合員およびその家族が相続税を納付するために必要な資金としてご利用いただけます。
農業経営支援資金	農機具の購入・パイプハウス建設等、農業生産に関する資金にご利用いただけます。
営農支援ローン	農地の購入等、農業を営むために必要な資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のＪＡをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当ＪＡ本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いをしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種　　類	内　　容
振　込　・　送　金	当ＪＡの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代　金　取　立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給　与　振　込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）、投資信託の窓口販売のお取り扱いをしております。

種　　類	内　　容
国　　債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。
投　資　信　託	投資信託のご購入資金は運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資し、これによって得た収益を分配金としてお返しするものです。したがって、基準価額が変動するので元本および分配金の保証はありません。

ＪＡバンク・セーフティネット

ＪＡバンクでは、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築しています。
これにより、組合員・利用者のみなさまにより一層の安全をお届けしています。

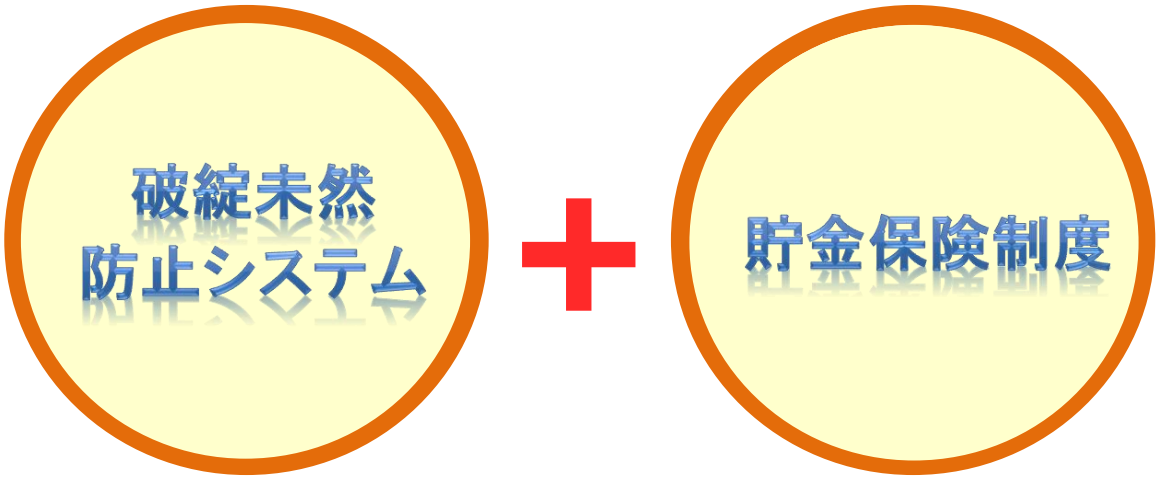

ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡなどの経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。
具体的には次のとおりです。

①個々のＪＡなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
②経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
③全国のＪＡバンクが拠出した「ＪＡバンク支援基金」などを活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

「貯金保険制度」は、ＪＡ・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。
万が一、ＪＡが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。
「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

２　共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当ＪＡは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。

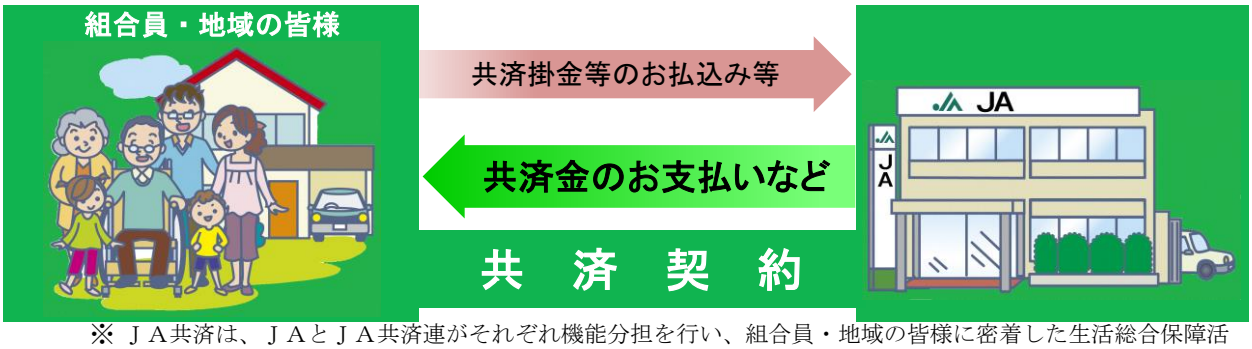

※ ＪＡ共済は、ＪＡとＪＡ共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。

万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身のくらしをサポートします.

万一のときの家族の生活に備える
入院や手術に備える
教育資金や老後に備える

種　　類	内　　容
終　身　共　済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。 「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でも簡便な手続きでご加入いただける万一保障プランです。 通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけるます。18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
医　療　共　済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。 一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加え、保障を充実させることもできます。
が　ん　共　済	がんと闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介　護　共　済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。 公的介護保険制度に定める「要介護２～５」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。 「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。
特定重度疾病共済	さまざまな生活習慣病を保障するプランです。 「医療共済」をさらに充実させ、他の共済と組み合わせることにより、モレがない万全の備えを実現できます。
こ　ど　も　共　済	必要な保障を確保しながら、お子様の成長にあわせた教育資金を計画的に準備できます。 「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
予定利率変動型 年　金　共　済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。 医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。

いえに関する保障

火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

- 火災に備える
- 地震などの自然災害に備える
- 災害等によるケガに備える

種　　類	内　　容
建物更生共済 むてきプラス	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。 火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。

くるまに関する保障

自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

- 相手方への賠償に備える
- 事故によるケガ等に備える
- お車の修理に備える

種　　類	内　　容
自動車共済 クルマスター	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されていたご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事故に幅広く保障するプランです。

３　販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。
生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。

©みんなのよい食プロジェクト

４　購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、良品質の商品を提供しています。

５　指導事業

指導

営農指導はＪＡの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取組んでいます。

- 生産者の多様な要望に応えるため、TAC担当者（地域農業の担い手に出向く担当者）による営農指導・相談体制の充実に努めています。
- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取組んでいます。

地域振興

管内の農業者を対象に作業支援活動を行っております。主にパイプハウス等の建築・改造、ハウスビニールの張替え、農業機械のオペレーション・修理のほか、ご高齢・病気等によりご自身で農作業を営めない方の作業の一部を受託することにより、農業経営の継続と農地の保全に寄与しております。

６　宅地等供給事業

組合員の皆様の大切な資産を守りながら、次世代へ有利に承継できるよう、資産の現状把握や生産緑地追加申請支援・農地貸借契約等による農地保全・相続対策等の相談、納税資金確保等の支援をする事業です。
不動産仲介業務や駐車場管理等も行っており、地域の皆様に良好で安全・安心な暮らしを提供し、豊かな地域社会づくりのお手伝いをさせていただいております。

７　葬祭事業

ＪＡマインズ　メモリアでは、ご家族のご意向、想いに寄り添った葬儀を実現させるため「葬儀事前相談」を無料で行っております。また、法事についてのご相談やペット葬儀、お部屋（遺品）整理のご案内も行っており、組合員及び地域住民の皆様に安心してご利用いただけるよう、時代に即した葬儀スタイルに取り組んでおります。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和3年4月1日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

為替手数料

種		類	同一店舗内振込	当組合本支店あて	他金融機関あて
振込手数料	文書扱い	1万円未満1件につき			330円
		1万円以上3万円未満1件につき			440円
		3万円以上1件につき			660円
	電信扱い	1万円未満1件につき	110円	110円	440円
		1万円以上3万円未満1件につき	220円	220円	550円
		3万円以上1件につき	440円	440円	770円
	ＡＴＭ扱い	1万円未満1件につき	無　料	110円	330円
		1万円以上3万円未満1件につき	無　料	110円	440円
		3万円以上1件につき	無　料	330円	660円
	インターネット扱い	1万円未満1件につき	無　料	110円	220円
		1万円以上3万円未満1件につき	無　料	110円	220円
		3万円以上1件につき	無　料	220円	330円
送金手数料		1件につき		440円	660円

手形・小切手取立等手数料

種		類	手数料（当組合本支店宛）	手数料（他金融機関宛）
代金取立	普通扱い	1通につき	660円	990円
	至急扱い	1通につき	880円	1,100円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき	－	660円
	取立手形の組戻料	1通につき	－	1,100円
	不渡手形の返却料	1通につき	－	1,100円
	取立手形の店頭呈示料（※）	1通につき	－	1,100円

※ ただし、1,100円を超える実費を要する場合は、その実費分とする。

手形・小切手発行手数料

種　類	手数料
当座小切手（５０枚）	2,200円
約束手形（２５枚）	1,100円
為替手形（２５枚）	1,100円
自己宛小切手（１枚）	1,100円

当座貯金開設手数料

種	類	手数料
当座貯金	一般口座	3,300円
	マル専口座	3,300円

両替・大量硬貨の受入出金手数料

種	類	枚　数	手数料
両替手数料（紙幣および硬貨枚数※１）	当組合に口座をお持ちの方※２	1～100枚	無　料
	上記以外のお客様	1～100枚	550円
	両替を希望のお客様	101～500枚	880円
		501～1,000枚	1,100円
		1,001枚以上	1,000枚毎に1,100円加算
大量硬貨の受入・出金手数料※３（組合員および貯金残高1,000万円以上の取引先は無料といたします。）		101～500枚	無　料
		501～1,000枚	550円
		1,001枚以上	500枚毎に550円加算

※１ 枚数の基準は、両替後の枚数、両替前の枚数いずれか多い方となります。
※２ 窓口で当組合のキャッシュカードまたは通帳のご提示が必要です。
※３ 口座への入金のほか、振込や納税、各種料金の収納、定期貯金等の作成を行う場合も硬貨の枚数に応じて手数料が必要となります。また、現金の払い戻しの際に金種をご指定される場合も含みます。

振込送金等手数料

種　　類	手　数　料
定時自動送金（１件当たり・２年毎）	2, 200円
自動集金（１件当たり・１か月毎）	55円

その他の手数料

種　　類	手　数　料
残高証明書（貯金）（１通につき）	880円
相続貯金等評価額証明書	880円
通帳・証書再発行	1, 100円
ＩＣキャッシュカードの再発行	1, 100円
取引履歴手数料（１年毎）	550円

融資関係手数料

種　　類	手　数　料
残高証明書 （住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書は除く）	880円
不動産担保事務手数料 （既存根抵当権の利用を除く）	33, 000円
条件変更 （貯金担保・定期積金担保融資を除く）※１	11, 000円
金利再設定 （新規借入時の金利設定を除く）※１	5, 500円
繰上償還（手形貸付・貯金担保融資および農業経営支援資金を除く）※２	
一部繰上	3, 300円
一部繰上（ＪＡネットバンク利用）※３	無　料
全額償還	
３年以内（一括返済型融資を除く）	33, 000円
３年超５年以内	11, 000円
５年超７年以内	5, 500円
７年超	無　料
カードローン開設	無　料
カード再発行手数料（カードローン）	550円

※１　条件変更と金利再設定を同時にお申込みいただいた場合は、それぞれ手数料の対象と致します。

※２　上記繰上償還に関わる手数料につきましては、利息制限法の範囲内での対応と致します。

※３　ＪＡネットバンクでの一部繰上償還は、自己住宅ローンおよび生活関連ローンを対象としております。

金庫利用手数料

種　　類	手　数　料
貸金庫	
第１種	10, 560円
第２種	17, 160円

ＡＴＭサービス利用関係

≪ＪＡマインズ各支店のＡＴＭ≫

（平　日）

（令和3年4月1日　現在）

区分		ご利用時間 / ご利用カード		平　日		
				早朝時間帯	通常時間帯	延長時間帯
				8：00～8：45	8：45～18：00	18：00～21：00
ネットサービス	お預入れ・お引出し・ご返済・お借入れ	ＪＡバンクキャッシュカード	東京	無　料		
			他県			
	お引出し・お借入れ	ＪＦマリンバンクキャッシュカード		無　料		
		三菱ＵＦＪ銀行		110円	無料	110円
		他提携金融機関のキャッシュカード（ＭＩＣＳ提携）		220円	110円	220円
		ゆうちょ銀行のキャッシュカード		220円	110円	220円
キャッシング		ＪＡカード等のクレジットカード※		下記キャッシングサービスの項目をご参照ください。		

※（ＮＩＣＯＳ、ＭＵＦＧ、ＤＣ、ＶＩＳＡ、ＪＣＢ、ＵＣ）

（土曜日・日曜日・祝日）

区分		ご利用時間 / ご利用カード		土曜日・日曜日・祝日
				8：00～21：00
ネットサービス	お預入れ・お引出し・ご返済・お借入れ	ＪＡバンクキャッシュカード	東京	無　料
			他県	
	お引出し・お借入れ	ＪＦマリンバンクキャッシュカード		無　料
		三菱ＵＦＪ銀行		110円
		他提携金融機関のキャッシュカード（ＭＩＣＳ提携）		220円
		ゆうちょ銀行のキャッシュカード		220円（土曜日9：00～14：00は110円）
キャッシング		ＪＡカード等のクレジットカード※		下記キャッシングサービスの項目をご参照ください。

※（ＮＩＣＯＳ、ＭＵＦＧ、ＤＣ、ＶＩＳＡ、ＪＣＢ、ＵＣ）

■　ネットサービス

●手数料は、ご利用と同時にご利用口座から自動的にお引落しさせていただきます。

●手数料には、消費税および地方消費税が含まれています。

■キャッシングサービス

●キャッシングサービスご利用時のＡＴＭ利用料はクレジットカードにより異なりますので、詳しくはカード発行会社（カード裏面に記載）にお問い合わせください。

●一部取扱いのできないカードもあります。

≪他の金融機関等のＡＴＭ≫

（令和3年4月1日　現在）

金融機関名	お取引内容	ご利用手数料		
		平日　※１ ８：４５～１８：００	土曜　※１ ９：００～１４：００	平日・土曜日のその他 時間帯および日曜日・祝日※１
三菱ＵＦＪ銀行	出金	無料	１１０円	１１０円
セブン銀行	入出金	無料	無料	１１０円
イーネットＡＴＭ ※２　※４	入出金	無料	無料	１１０円
ローソン銀行 ※３　※４	入出金	無料	無料	１１０円
ＪＦマリンバンク	出金	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行	入出金	無料	１１０円	１１０円
その他 （ＭＩＣＳ提携）	出金	１１０円	２２０円	２２０円

※１　稼働時間はＡＴＭにより異なります。

※２　イーネットＡＴＭはコンビニ（ファミリーマート等）やスーパー等に設置されています。

※３　ローソンに設置されているローソン銀行以外のＡＴＭはサービスが異なる場合があります。
詳しくはご利用ＡＴＭの掲示等でご確認ください。

※４　コンビニエンスストア等の一部店舗においては、ＡＴＭが設置されていない場合等がございます。
「イーネットＡＴＭマーク」「ローソン銀行ＡＴＭマーク」をご確認のうえ、ご利用ください。

貸借対照表

資産の部

（単位：千円）

科　　目	令和元年度	令和2年度
1．信用事業資産	**393,985,583**	**403,840,965**
（1）現金	1,116,554	1,209,447
（2）預金	278,201,877	286,848,573
系統預金	278,201,865	286,848,564
系統外預金	12	9
（3）有価証券	20,246,315	22,052,112
国債	6,956,955	6,889,882
地方債	4,031,180	4,013,920
政府保証債	2,251,800	2,233,600
社債	7,006,380	8,914,710
（4）貸出金	94,554,046	93,838,308
（5）その他の信用事業資産	233,625	232,076
未収収益	204,027	204,593
その他の資産	29,597	27,482
（6）貸倒引当金	△366,835	△339,551
2．共済事業資産	**10,451**	**11,369**
3．経済事業資産	**114,975**	**84,992**
（1）経済事業未収金	25,340	18,804
（2）棚卸資産	59,405	38,416
購買品	55,736	34,574
その他の棚卸資産	3,668	3,842
（3）その他の経済事業資産	30,403	27,897
（4）貸倒引当金	△173	△126
4．雑資産	**576,634**	**552,008**
5．固定資産	**4,290,370**	**4,359,195**
（1）有形固定資産	4,176,271	4,257,846
建物	4,420,948	4,449,256
機械装置	97,566	90,745
土地	2,047,982	2,047,982
建設仮勘定	1,437	－
その他の有形固定資産	1,248,844	1,129,638
減価償却累計額	△3,640,508	△3,459,775
（2）無形固定資産	114,099	101,348
6．外部出資	**13,634,710**	**13,741,760**
（1）外部出資	13,634,710	13,741,760
系統出資	13,419,750	13,527,800
系統外出資	214,960	213,960
7．繰延税金資産	**－**	**70,365**
資産の部合計	**412,612,726**	**422,660,657**

負債の部

（単位：千円）

科　　目	令和元年度	令和2年度
1．信用事業負債	**381,061,215**	**391,015,625**
（1）貯金	371,276,022	381,244,410
（2）借入金	9,600,000	9,600,000
（3）その他の信用事業負債	185,193	171,214
未払費用	43,732	28,307
その他の負債	141,461	142,907
2．共済事業負債	**550,417**	**432,752**
（1）共済資金	341,061	223,443
（2）未経過共済付加収入	193,802	197,480
（3）共済未払費用	5,279	5,062
（4）その他の共済事業負債	10,274	6,765
3．経済事業負債	**71,191**	**66,422**
（1）経済事業未払金	52,831	47,730
（2）経済受託債務	17,412	17,935
（3）その他の経済事業負債	948	756
4．雑負債	**738,983**	**663,186**
（1）未払法人税等	126,025	77,964
（2）資産除去債務	9,793	9,844
（3）その他の負債	603,164	575,377
5．諸引当金	**1,105,842**	**1,424,673**
（1）賞与引当金	244,994	244,843
（2）退職給付引当金	806,276	854,146
（3）役員退職慰労引当金	54,571	21,548
（4）特例業務負担金引当金	－	304,134
6．繰延税金負債	**51,349**	**－**
負債の部合計	**383,579,000**	**393,602,659**

・純資産の部

1．組合員資本	**28,069,907**	**28,179,250**
（1）出資金	1,784,166	1,776,004
（2）利益剰余金	26,296,219	26,414,181
利益準備金	3,800,000	3,800,000
その他の利益剰余金	22,496,219	22,614,181
目的積立金	4,308,000	3,997,000
特別積立金	16,200,000	16,330,000
当期未処分剰余金	1,988,219	2,287,181
（うち当期剰余金）	(659,108)	(488,805)
（3）処分未済持分	△10,478	△10,935
2．評価・換算差額等	**963,817**	**878,746**
（1）その他有価証券評価差額金	963,817	878,746
純資産の部合計	**29,033,725**	**29,057,997**
負債及び純資産の部合計	**412,612,726**	**422,660,657**

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和元年度	令和2年度
1．事業総利益	4,337,439	4,282,349
事業収益	5,749,893	5,643,102
事業費用	1,412,453	1,360,752
（1）信用事業収益	3,069,118	3,040,567
資金運用収益	2,951,279	2,937,124
（うち預金利息）	(1,320,203)	(1,368,595)
（うち有価証券利息）	(177,117)	(201,438)
（うち貸出金利息）	(1,088,923)	(992,134)
（うちその他受入利息）	(365,034)	(374,956)
役務取引等収益	68,944	70,264
その他事業直接収益	16	－
その他経常収益	48,878	33,178
（2）信用事業費用	235,471	206,667
資金調達費用	62,951	49,237
（うち貯金利息）	(62,390)	(48,765)
（うち給付補填備金繰入）	(557)	(467)
（うちその他支払利息）	(2)	(4)
役務取引等費用	12,963	11,924
その他経常費用	159,557	145,505
（うち貸倒引当金戻入益）	(△39,753)	(△27,283)
信用事業総利益	2,833,647	2,833,899
（3）共済事業収益	886,746	860,889
共済付加収入	799,053	781,922
その他の収益	87,693	78,966
（4）共済事業費用	35,122	33,546
共済推進費	31,748	30,336
その他の費用	3,374	3,210
共済事業総利益	851,623	827,342
（5）購買事業収益	678,477	779,318
購買品供給高	666,943	767,105
購買手数料	－	40
その他の収益	11,534	12,172
（6）購買事業費用	607,193	697,601
購買品供給原価	595,696	686,328
購買品供給費	135	262
その他の費用	11,360	11,009
（うち貸倒引当金戻入益）	(△58)	(△3)
購買事業総利益	71,283	81,716
（7）販売事業収益	124,348	137,505
販売品販売高	106,585	118,781
販売手数料	15,829	17,956
その他の収益	1,933	767
（8）販売事業費用	90,542	102,035
販売品販売原価	87,751	99,591
販売費	1,739	1,783
その他の費用	1,052	659
販売事業総利益	33,805	35,469

科　　目	令和元年度	令和2年度
（９）利用事業収益	472,942	319,704
（10）利用事業費用	307,114	200,278
利用事業総利益	**165,828**	**119,426**
（11）宅地等供給事業収益	484,604	474,402
（12）宅地等供給事業費用	10,261	10,442
（うち貸倒引当金戻入益）	（△434）	（△43）
宅地等供給事業総利益	**474,342**	**463,959**
（13）指導事業収入	42,762	36,309
（14）指導事業支出	135,854	115,775
指導事業収支差額	**△93,091**	**△79,465**
２．事業管理費	**3,744,620**	**3,753,900**
（１）人件費	2,635,125	2,622,053
（２）業務費	432,612	397,187
（３）諸税負担金	167,446	179,206
（４）施設費	499,468	546,426
（５）その他事業管理費	9,967	9,026
事業利益	**592,819**	**528,449**
３．事業外収益	**291,867**	**285,672**
（１）受取出資配当金	146,547	175,645
（２）賃貸料	84,754	82,150
（３）雑収入	60,565	27,875
４．事業外費用	**55,060**	**22,766**
（１）支払雑利息	1,878	1,666
（２）寄付金	6,355	91
（３）雑損失	46,825	21,008
経常利益	**829,627**	**791,355**
５．特別利益	**2,366**	**36,906**
（１）固定資産処分益	2,366	36,906
６．特別損失	**1,244**	**308,941**
（１）固定資産処分損	1,244	4,806
（２）特例業務負担金引当金繰入額	－	304,134
税引前当期利益	**830,749**	**519,319**
法人税・住民税及び事業税	156,174	119,276
法人税等調整額	15,465	△88,762
法人税等合計	**171,640**	**30,514**
当期剰余金	659,108	488,805
当期首繰越剰余金	1,157,111	1,450,376
目的積立金取崩額	172,000	348,000
当期未処分剰余金	**1,988,219**	**2,287,181**

注記表

◇ 令和２年度

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

Ⅰ．重要な会計方針にかかる事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（1） 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

（2） 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用している。

その他の棚卸資産のうち、買取販売品については移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、買取販売品以外については個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用している。

２．固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用している。

（2） 無形固定資産

定額法による。

３．引当金の計上基準

（1） 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上している。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証により回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して、必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みにかかる必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当を行っている。

（2） 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

（3） 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

（4） 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

（5） 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当ＪＡが負担する将来見込額に基づき計上している。

（追加情報）

特例業務負担金は、従来、各期の負担額を費用処理していたが、農林年金改正法の施行により、当年度において農林漁業団体職員共済組合による特例一時金の支給が開始され、その大部分の支給が完了したことから、当ＪＡが負担すると見込まれる将来の特例業務負担金の総額をより合理的に見積ることが可能になったことに伴い、当年度より特例業務負担金引当金として計上している。これにより従来の方法によった場合と比較して、税引前当期利益が304,134千円減少している。

４．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っている。

５．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

６．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）　事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていない。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

（追加情報）
改正企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用に伴い、従来、損益計算書に関する注記に記載していた事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する事項をその他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項に記載している。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

１．会計上の見積りの開示に関する会計基準（企業会計基準第31号令和2年3月31日）の適用

新設された農業協同組合法施行規則第126条の3の2により「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号令和2年3月31日）を適用し、当事業年度より貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損に関する見積りについての情報を「会計上の見積りに関する注記」に記載している。

Ⅲ．会計上の見積りに関する注記

１．貸倒引当金

（1）　当事業年度の計算書類に計上した金額

339,678千円
※貸倒引当金の総額を記載している。事業別の内容は、「第29期貸借対照表等の附属明細書」の「(4)引当金等の明細」に記載している。

（2）　その他の情報

貸倒引当金の見積りにあたって採用した計上基準については、「Ⅰ.重要な会計方針にかかる事項に関する注記」の「３.引当金の計上基準」に記載している。また、債務者の実態に応じた財務状況、資金繰り、収益力等を検討したうえで、返済能力を判定し、これを貸倒引当金の見積りに関する主要な仮定としている。
債務者の財務状況、資金繰り、収益力の変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性がある。

２．繰延税金資産の回収可能性

（1）　当事業年度の計算書類に計上した金額

410,745千円
※繰延税金資産の総額を記載している。繰延税金資産の内訳等は、「Ⅷ．税効果会計に関する注記」の「1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳」に記載している。

（2）　その他の情報

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、一時差異等のスケジューリングの結果、スケジューリング可能な将来減算一時差異等について計上している。
しかし、当該見積りは将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受けることから、今後の課税所得の推移状況によって、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性がある。
また、将来の税制改正により法定実効税率が変更された場合にも、同様の可能性がある。

３．固定資産の減損

（1）　当事業年度の計算書類に計上した金額

当事業年度の計算書類に計上した減損損失はない。

（2）　その他の情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価格を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施している。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としている。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和3年3月に作成した中期計画（ＪＡマインズ経常利益シミュレーション）を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出している。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び当ＪＡの経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性がある。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

１．資産にかかる圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は749,741千円であり、その内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

	金　額		金　額
土地	208,040	器具備品	1,854
建　物	364,198	構築物	13,855
建物附属設備	137,199	機械装置	24,592

２．担保に供している資産

国債16,911千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託している。

また、定期預金2,000,000千円を為替決済の担保、定期預金500千円を公金収納事務取扱にかかる担保及び国債4,870,190千円を借入金の担保にそれぞれ供している。

３．役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　640,774 千円

４．貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち破綻先債権はなく、延滞債権額は764,129千円である。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はない。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであり、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものである。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は764,129千円である。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業・団体などに融資している。また、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っている。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクが存在する。

また、有価証券は債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクが存在する。

(3)　金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っている。
審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っている。また、貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。
とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っている。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告している。

（市場リスクにかかる定量的情報）
当ＪＡで保有している金融商品は、全てトレーディング目的以外の金融商品である。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金である。
当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。
金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12％上昇したものと想定した場合には、経済価値が517,224千円減少するものと把握している。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。
なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクに対して運用・調達に関する月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

(4)　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1)　金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(３)に記載している。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	286,848,573	286,852,559	3,986
有価証券			
その他有価証券	22,052,112	22,052,112	－
貸出金	93,838,308		
貸倒引当金（*）	△ 339,551		
貸倒引当金控除後	93,498,757	95,848,333	2,349,575
資産計	402,399,442	404,753,004	2,353,562
貯金	381,244,410	381,266,949	22,538
借入金	9,600,000	9,600,000	－
負債計	390,844,410	390,866,949	22,538

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している（資産計の欄も同様）。

(2)　金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額による。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格による。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金である。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価格による。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていない。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（*）	13,741,760

(*)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていない。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	286,848,573	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	－	500,000	500,000	600,000	－	19,240,000
貸出金（*）	6,849,203	6,076,610	6,068,373	5,562,740	5,452,313	63,460,608
合　　計	293,697,776	6,576,610	6,568,373	6,162,740	5,452,313	82,700,608

(*1)貸出金のうち、当座貸越94,145千円については「1年以内」に含めている。また、期限のない場合は「5年超」に含めている。

(*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件368,459千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（*）	370,897,126	5,812,479	3,380,784	704,099	449,919	－
借入金	1,300,000	4,200,000	4,100,000	－	－	－
合　　計	372,197,126	10,012,479	7,480,784	704,099	449,919	－

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

Ⅵ．有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

・その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりである。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国　債	6,889,882	6,213,225	676,656
	地方債	4,013,920	3,699,957	313,962
	政府保証債	2,233,600	1,999,162	234,437
	社　債	7,192,440	7,020,640	171,799
	小　計	20,329,842	18,932,985	1,396,856
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社　債	1,722,270	1,900,000	△ 177,730
	小　計	1,722,270	1,900,000	△ 177,730
合　　計		22,052,112	20,832,985	1,219,126

(*)上記差額から繰延税金負債340,380千円を差し引いた額878,746千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれている。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付にかかる注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用している。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付債務	2,289,776
勤務費用	150,623
数理計算上の差異の発生額	77,034
退職給付の支払額	△ 148,707
期末における退職給付債務	2,368,726

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における年金資産	1,320,084
特定退職金共済制度期待運用収益	9,240
数理計算上の差異の発生額	44
特定退職金共済制度への拠出金	88,150
退職給付の支払額	△ 105,168
期末における年金資産	1,312,351

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

退職給付債務	2,368,726
特定退職金共済制度	△ 1,312,351
未積立退職給付債務	1,056,374
未認識数理計算上の差異	△ 202,228
貸借対照表計上額純額	854,146
退職給付引当金	854,146

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	150,623
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,240
数理計算上の差異の費用処理額	38,176
合　　計	179,559

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債　　券	63%
年金保険投資	26%
現金及び預金	6%
そ　の　他	5%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70%

２．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,648千円を含めて計上している。

なお、令和3年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、304,134千円となっている。

Ⅷ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	14,060
賞与引当金	68,360
退職給付引当金	238,477
役員退職慰労引当金	6,016
未払法人事業税及び未払特別法人事業税	7,087
固定資産減損損失	1,644
業務外固定資産評価損	11,948
未払費用否認額	10,736
特例業務負担金引当金	84,914
その他	1,750
繰延税金資産小計	444,997
評価性引当額	△ 34,251
繰延税金資産合計(A)	410,745
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 340,380
繰延税金負債合計(B)	△ 340,380
繰延税金資産の純額(A)＋(B)	70,365

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

（単位：%）

法定実効税率		27.92
（調整）	交際費等永久に損金に算入されない項目	3.14
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.72
	住民税均等割等	0.86
	評価性引当額の増減	△ 5.17
	事業分量配当金	△ 17.62
	その他	1.48
税効果会計適用後の法人税等の負担率		5.88

Ⅸ．その他の注記

１．資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

（1）　当該資産除去債務の概要

当ＪＡの事業所一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上している。また、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上している。

（2）　当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は2年及び40年、割引率は0%及び2.2%を採用している。

（3）　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,793千円
時の経過による調整額	50千円
期末残高	9,844千円

注記表

◇ 令和元年度

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

Ⅰ．重要な会計方針にかかる事項に関する注記

１．評価基準及び評価方法

（1） 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

・その他有価証券

時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

（2） 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用している。

その他の棚卸資産のうち、買取販売品については移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）、買取販売品以外については最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用している。

商品券については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）を採用している。

２．固定資産の減価償却の方法

（1） 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）を採用している。

（2） 無形固定資産

定額法による。

３．引当金の計上基準

（1） 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上している。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）にかかる債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上している。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）にかかる債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証により回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して、必要と認められる額を計上している。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上している。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づき上記の引当を行っている。

（2） 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出にあてるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上している。

（3） 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上している。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしている。

（4） 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上している。

４．消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は「雑資産」に計上し、5年間で均等償却を行っている。

５．計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示している。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

１．葬祭事業に関する物資の取扱いにかかる損益

葬儀返礼品等の供給に係る損益（前事業年度「購買品供給高」164,656千円、「購買品供給原価」148,341千円、「販売品販売高」25,987千円、「販売品販売原価」20,595千円）は、Compass-JA葬祭システムの稼働に伴い、より適切な事業区分への計上が可能となったため、当事業年度よりそれぞれ「利用事業収益」及び「利用事業費用」に計上している。

２．損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示している。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

１．資産にかかる圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は753,671千円であり、その内訳は次のとおりである。

（単位：千円）

	金　額		金　額
土地	208,040	器具備品	1,854
建　物	364,198	構築物	13,855
建物附属設備	137,199	機械装置	24,592
車両運搬具	3,930		

２．担保に供している資産

国債17,055千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として供託している。
また、定期預金2,000,000千円を為替決済の担保に、国債4,913,550千円を借入金の担保にそれぞれ供している。

３．役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事及び監事に対する金銭債権の総額　　1,168,497 千円

４．貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち破綻先債権はなく、延滞債権額は1,010,029千円である。
なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本または利息の取立または弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金である。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金である。
貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はない。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであり、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものである。
破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,010,029千円である。
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額である。

Ⅳ．損益計算書に関する注記

１．事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

当ＪＡは、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺消去を行っていない。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示している。ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載している。

Ⅴ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1)　金融商品に対する取組方針

当ＪＡは組合員等から預かった貯金を原資に、組合員や地域内の企業・団体などに融資している。また、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの有価証券による運用を行っている。

(2)　金融商品の内容及びそのリスク

当ＪＡが保有する金融資産は、主として当ＪＡ管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクが存在する。

また、有価証券は債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有している。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクが存在する。

(3)　金融商品にかかるリスク管理体制

①信用リスクの管理

当ＪＡは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定している。また、通常の貸出取引については、本店に審査管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っている。
審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設け与信判定を行っている。また、貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っている。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいる。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めている。

②市場リスクの管理

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っている。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めている。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っている。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っている。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告している。

（市場リスクにかかる定量的情報）

当ＪＡで保有している金融商品は、全てトレーディング目的以外の金融商品である。当ＪＡにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金である。

当ＪＡでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用している。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が600,991千円減少するものと把握している。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していない。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性がある。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算している。

③資金調達にかかる流動性リスクの管理

当ＪＡでは、資金繰りリスクに対して運用・調達に関する月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めている。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っている。

（4） 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれている。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもある。

２．金融商品の時価等に関する事項

（1） 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(３)に記載している。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	278,201,877	278,216,829	14,952
有価証券			
その他有価証券	20,246,315	20,246,315	－
貸出金	94,554,046		
貸倒引当金（*）	366,835		
貸倒引当金控除後	94,187,211	96,743,206	2,555,995
資産計	392,635,403	395,206,351	2,570,947
貯金	371,276,022	371,328,712	52,690
借入金	9,600,000	9,600,000	－
負債計	380,876,022	380,928,712	52,690

(*)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除している（資産計の欄も同様）。

（2） 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額による。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格による。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっている。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定している。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定している。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としている。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定している。

②借入金

借入金は、日本銀行の「日本経済の成長基盤強化に向けた民間金融機関の取り組みを支援するために行う資金供給」に基づく資金である。

無利息の借入金であることから、時価は当該帳簿価格による。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは（1）の金融商品の時価情報には含まれていない。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（*）	13,634,710

(*)外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていない。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	278,201,877	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	－	－	500,000	500,000	600,000	17,340,000
貸出金（*）	6,927,890	6,209,483	6,283,544	5,641,254	5,373,502	63,673,686
合　　計	285,129,768	6,209,483	6,783,544	6,141,254	5,973,502	81,013,686

(*1)貸出金のうち、当座貸越125,869千円については「1年以内」に含めている。また、期限のない場合は「5年超」に含めている。

(*2)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件444,684千円は償還日が特定できないため、含めていない。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（*）	356,702,878	9,801,827	3,493,092	610,848	667,375	－
借入金	－	1,300,000	4,200,000	4,100,000	－	－
合　　計	356,702,878	11,101,827	7,693,092	4,710,848	667,375	－

(*)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めている。

Ⅵ．有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額に関する事項

・その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については次のとおりである。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国　債	6,956,955	6,210,116	746,838
	地方債	4,031,180	3,699,942	331,237
	政府保証債	2,251,800	1,999,105	252,694
	社　債	4,603,600	4,500,000	103,600
	小　計	17,843,535	16,409,165	1,434,369
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社　債	2,402,780	2,500,000	△ 97,220
	小　計	2,402,780	2,500,000	△ 97,220
合　　計		20,246,315	18,909,165	1,337,149

(*)上記差額から繰延税金負債373,332千円を差し引いた額963,817千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれている。

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付にかかる注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき退職一時金制度を採用している。また、この制度に加え同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約による「退職金共済制度」を採用している。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における退職給付債務	2,338,128
勤務費用	151,375
数理計算上の差異の発生額	17,482
退職給付の支払額	△ 217,210
期末における退職給付債務	2,289,776

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

期首における年金資産	1,360,018
特定退職金共済制度期待運用収益	9,520
数理計算上の差異の発生額	139
特定退職金共済制度への拠出額	87,903
退職給付の支払額	△ 137,496
期末における年金資産	1,320,084

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

退職給付債務	2,289,776
特定退職金共済制度	△ 1,320,084
未積立退職給付債務	969,691
未認識数理計算上の差異	△ 163,415
貸借対照表計上額純額	806,276
退職給付引当金	806,276

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	151,375
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 9,520
数理計算上の差異の費用処理額	34,399
合　　計	176,254

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

債　　券	66%
年金保険投資	25%
現金及び預金	4%
そ　の　他	5%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00%
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70%

２．特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金28,112千円を含めて計上している。

なお、同組合より示された令和2年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、336,438千円となっている。

Ⅷ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
貸倒引当金	19,532
賞与引当金	68,402
退職給付引当金	225,112
役員退職慰労引当金	15,236
未払法人事業税他	9,811
固定資産減損損失	14,956
業務外固定資産評価損	11,948
未払費用否認額	10,738
その他	7,358
繰延税金資産小計	383,097
評価性引当額	△ 61,115
繰延税金資産合計(A)	321,982
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 373,332
繰延税金負債合計(B)	△ 373,332
繰延税金負債の純額(A)＋(B)	△ 51,349

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

（単位：%）

法定実効税率		27.91
（調整）	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.15
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 2.46
	住民税均等割等	0.54
	評価性引当額の増減	0.28
	事業分量配当金	△ 10.08
	その他	0.33
税効果会計適用後の法人税等の負担率		20.66

Ⅸ．その他の注記

１．資産除去債務に関する注記

貸借対照表に計上している資産除去債務

（1）　当該資産除去債務の概要

当ＪＡの事業所一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸契約を締結しており、賃借期間終了による現状回復義務に関し資産除去債務を計上している。また、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に関しても資産除去債務を計上している。

（2）　当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～24年、割引率は0%～2.2%を採用している。

（3）　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－ 千円
見積による増加額	9,743千円
時の経過による調整額	49千円
期末残高	9,793千円

剰余金処分計算書

（単位：千円、％）

科　　目	令和元年度 令和2年6月25日総代会承認	令和2年度 令和3年6月25日総代会承認
当期未処分剰余金（A）	1,988,219	2,287,181
任意積立金取崩額（B）	380,000	191,000
剰余金処分額（C）	917,843	1,092,532
任意積立金	547,000	694,000
施設整備積立金	（147,000）	（332,000）
くらし応援積立金	（1,000）	（－）
自己改革積立金	（6,000）	（5,000）
組織基盤強化積立金	（13,000）	（7,000）
農業再生支援積立金	（150,000）	（350,000）
合併記念事業積立金	（100,000）	（－）
特別積立金	130,000	－
出資配当金	70,674	70,375
（出資配当率）	（4.00%）	（4.00%）
事業分量配当金	300,169	328,156
次期繰越剰余金（A＋B－C）	1,450,376	1,385,649

注１　事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

（単位：千円）

事業区分		令和元年度		令和2年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯　金	当座性貯金の平均残高に対し0.10%、定期性貯金の平均残高に対し0.10%（但し、すこやか定期貯金・貸出担保定期貯金を除く）	219,669	当座性貯金の平均残高に対し0.10%、定期性貯金の平均残高に対し0.12%（但し、すこやか定期貯金・貸出担保定期貯金を除く）	247,765
	貸　出	貸出金の平均残高に対し0.05%（但し、定期貯金・定期積金担保の貸出金を除く）	41,325	貸出金の平均残高に対し0.05%（但し、定期貯金・定期積金担保の貸出金を除く）	41,236
共済事業		令和元年度の共済保障金額に対し対万1.0円を乗じた金額	39,173	令和２年度の共済保障金額に対し対万1.0円を乗じた金額	39,153
事業分量配当金合計			300,169		328,156

注２　次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

（単位：千円）

項　目	令和元年度	令和2年度
繰越額	100,000	100,000

部門別損益計算書

◇ 令和2年度

（単位：千円）

区　　分	合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	5,648,696	3,040,567	860,889	567,038	1,143,891	36,309	
事業費用 ②	1,366,346	206,667	33,546	481,397	528,959	115,775	
事業総利益 ③ (①－②)	4,282,349	2,833,899	827,342	85,640	614,931	△79,465	
事業管理費 ④	3,753,900	2,038,244	370,424	341,590	731,103	272,536	
(うち減価償却費 ⑤)	(206,727)	(109,315)	(21,262)	(17,207)	(42,113)	(16,828)	
(うち人件費 ⑤')	(2,622,053)	(1,343,848)	(276,800)	(228,142)	(562,851)	(210,410)	
※うち共通管理費 ⑥		418,106	119,720	71,008	174,584	47,971	△831,391
(うち減価償却費 ⑦)		(17,044)	(4,878)	(2,893)	(7,110)	(1,951)	(△33,878)
(うち人件費 ⑦')		(241,537)	(69,134)	(41,004)	(100,768)	(27,653)	(△480,098)
事業利益 ⑧ (③－④)	528,449	795,654	456,918	△255,950	△116,171	△352,001	
事業外収益 ⑨	285,672	196,923	47,891	10,506	24,012	6,337	
※うち共通分⑩		55,354	15,843	9,397	23,093	6,337	△110,027
事業外費用 ⑪	22,766	11,453	3,278	1,944	4,778	1,311	
※うち共通分⑫		11,453	3,278	1,944	4,778	1,311	△22,766
経常利益 ⑬ (⑧＋⑨－⑪)	791,355	981,125	501,531	△247,387	△96,937	△346,975	
特別利益 ⑭	36,906	18,567	5,314	3,152	7,746	2,125	
※うち共通分⑮		18,567	5,314	3,152	7,746	2,125	△36,906
特別損失 ⑯	308,941	155,428	44,487	26,386	64,843	17,795	
※うち共通分⑰		155,428	44,487	26,386	64,843	17,795	△308,941
税引前当期利益 ⑱ (⑬＋⑭－⑯)	519,319	844,263	462,358	△270,622	△154,035	△362,644	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		229,336	44,677	25,131	63,499	△362,644	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳ (⑱－⑲)	519,319	614,927	417,680	△295,753	△217,534		

※1　⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分
※2　当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていない。よって、損益計算書の「事業収益」「事業費用」と、部門別損益計算書の「事業収益の合計」「事業費用の合計」は一致しない。

（注）

1．「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・利用等の事業を指す。
　「生活その他事業」とは生活物資購買・葬祭・宅地等供給等の事業を指す。

2．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等
　管理部門を除いた事業毎の人員割、事業管理費割、事業総利益割の加重平均により算出

（2）営農指導事業
　管理部門及び営農指導部門を除いた事業毎の人員割、事業管理費割、事業総利益割の加重平均により算出

3．配賦割合（2の配賦基準で算出した配賦の割合）　（単位：%）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費	50.31%	14.40%	8.54%	20.99%	5.76%	100.00%
営農指導事業	63.24%	12.32%	6.93%	17.51%		100.00%

◇ 令和元年度

（単位：千円）

区　　分	合計	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営農指導 事　業	共　通 管理費等
事業収益　①	5,759,000	3,069,118	886,746	447,435	1,312,937	42,762	
事業費用　②	1,421,560	235,471	35,122	379,073	636,038	135,854	
事業総利益 (①－②)　③	4,337,439	2,833,647	851,623	68,362	676,898	△93,091	
事業管理費　④	3,744,620	2,021,251	365,170	325,001	765,683	267,512	
(うち減価償却費　⑤)	(208,795)	(110,344)	(21,672)	(15,608)	(44,754)	(16,415)	
(うち人件費　⑤')	(2,635,125)	(1,346,109)	(277,553)	(201,161)	(598,890)	(211,411)	
※うち共通管理費　⑥		349,835	101,137	57,601	159,345	40,823	△708,743
(うち減価償却費　⑦)		(16,599)	(4,795)	(2,729)	(7,551)	(1,932)	(△33,608)
(うち人件費　⑦')		(238,302)	(68,851)	(39,190)	(108,404)	(27,743)	(△482,491)
事業利益 (③－④)　⑧	592,819	812,396	486,452	△256,639	△88,785	△360,604	
事業外収益　⑨	291,867	166,260	45,224	18,219	49,605	12,557	
※うち共通分⑩		107,867	31,165	17,739	49,068	12,557	△218,398
事業外費用　⑪	55,060	27,194	7,857	4,472	12,370	3,165	
※うち共通分⑫		27,194	7,857	4,472	12,370	3,165	△55,060
経常利益 (⑧＋⑨－⑪)　⑬	829,627	951,461	523,820	△242,892	△51,550	△351,212	
特別利益　⑭	2,366	1,168	337	192	531	136	
※うち共通分⑮		1,168	337	192	531	136	△2,366
特別損失　⑯	1,244	614	177	101	279	71	
※うち共通分⑰		614	177	101	279	71	△1,244
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯)　⑱	830,749	952,015	523,980	△242,801	△51,297	△351,148	
営農指導事業分 配賦額　⑲		219,572	43,191	22,894	65,489	△351,148	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲)　⑳	830,749	732,443	480,789	△265,696	△116,787		

※1　⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分
※2　当ＪＡは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っていない。よって、損益計算書の「事業収益」「事業費用」と、部門別損益計算書の「事業収益の合計」「事業費用の合計」は一致しない。

（注）

1．「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・利用等の事業を指す。
　「生活その他事業」とは生活物資購買・葬祭・宅地等供給等の事業を指す。

2．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（1）共通管理費等
　管理部門を除いた事業毎の人員割、事業管理費割、事業総利益割の加重平均により算出

（2）営農指導事業
　管理部門及び営農指導部門を除いた事業毎の人員割、事業管理費割、事業総利益割の加重平均により算出

3．配賦割合（2の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：%）

区　　分	信　用 事　業	共　済 事　業	農業関連 事　業	生活その他 事　業	営農指導 事　業	計
共通管理費	49.38%	14.27%	8.12%	22.48%	5.75%	100.00%
営農指導事業	62.53%	12.30%	6.52%	18.65%		100.00%

財務諸表の正確性等にかかる確認

確　認　書

1　私は、当ＪＡの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。

2　この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

(1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。

(2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。

(3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年6月25日

マインズ農業協同組合

代表理事組合長　田中　幸雄

会計監査人の監査

令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の５事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円、口、人、%）

項　　目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(事業収益)	6,318	5,937	6,109	5,759	5,643
信用事業収益	3,350	3,107	3,102	3,069	3,040
共済事業収益	917	904	932	886	860
購買事業収益	953	892	893	678	779
販売事業収益	154	160	154	124	137
その他事業収益	941	872	1,026	1,000	830
経常利益	1,212	940	1,060	829	791
当期剰余金	873	795	867	659	488
出資金	1,798	1,795	1,792	1,784	1,776
(出資口数)	(1,798,063)	(1,795,114)	(1,792,427)	(1,784,166)	(1,776,004)
純資産額	28,143	28,566	29,172	29,033	29,057
総資産額	376,883	384,790	402,747	412,612	422,660
貯金等残高	345,597	351,955	365,138	371,276	381,244
貸出金残高	102,129	99,469	97,403	94,554	93,838
有価証券残高	13,052	16,266	18,109	20,246	22,052
剰余金配当金額	516	520	529	370	398
出資配当額	71	70	70	70	70
事業利用分量配当額	445	449	458	300	328
職員数	323	320	324	320	321
単体自己資本比率	20.78%	20.74%	19.42%	18.65%	18.38%

注　1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
　　2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
　　3. 信託業務の取扱は行っておりません。
　　4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。

直近の２事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

（単位：千円、％）

項　　目	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収益	2,951,279	2,937,124	△14,155
役務取引等収益	68,944	70,264	1,320
その他事業直接収益	16	－	△16
その他経常収益	48,878	33,178	△15,700
計	**3,069,117**	**3,040,566**	**△28,551**
資金調達費用	62,951	49,237	△13,714
役務取引等費用	12,963	11,924	△1,039
その他事業直接費用	－	－	－
その他経常費用	159,557	145,505	△14,052
計	**235,471**	**206,666**	**△28,805**
資金運用収支	2,888,328	2,887,887	△441
役務取引等収支	55,981	58,340	2,359
その他信用事業収支	△110,663	△112,327	△1,664
信用事業粗利益	2,833,646	2,833,900	254
（信用事業粗利益率）	0.73%	0.71%	△0.02%
事業粗利益	4,509,292	4,493,296	△15,996
（事業粗利益率）	1.11%	1.08%	-0.03%
事業純益	764,672	739,395	△25,277
実質事業純益	764,672	739,395	△25,277
コア事業純益	764,655	739,395	△25,260
コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	764,655	739,395	△25,260

注：信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産平均残高×１００

事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率の計算式を「事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００」から「事業粗利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００」に変更しています。

事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額（全事業合計。全事業合計で一般貸倒引当金戻入益となる場合は「0」として計算しています。）

実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

（単位：百万円、%）

項　　目	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	386,915	2,951	0.76%	396,221	2,937	0.74%
うち預金	272,285	1,685	0.61%	282,595	1,743	0.61%
うち有価証券	17,726	177	0.99%	20,364	201	0.98%
うち貸出金	96,904	1,088	1.12%	93,262	992	1.06%
資金調達勘定	374,288	62	0.01%	386,155	49	0.01%
うち貯金・定積	367,010	62	0.01%	376,555	49	0.01%
うち譲渡性貯金	－	－		－	－	
うち借入金	7,278	－	0.00%	9,600	－	0.00%
総資金利ざや			0.21%			0.20%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。
3. 誤謬の訂正により令和元年度の資金運用勘定のうち預金の利息は前年度報告時と異なっています。

受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

項　　目	令和元年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△6	△14
うち貸出金	△92	△97
うち商品有価証券	－	－
うち有価証券	11	24
うちコールローン	－	－
うち買入手形	－	－
うち預金	75	58
支払利息	△7	△14
うち貯金・定期積金	△7	△14
うち譲渡性貯金	－	－
うち借入金	－	－
差し引き	1	△0

注 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、東京都信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫からの事業分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。
3. 誤謬の訂正により令和元年度の受取利息及びうち預金の増減額は前年度報告時と異なっています。

信用事業

貯金

1　科目別・貯金平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和元年度		令和2年度		増 減
流動性貯金	169,107	(46.0%)	182,404	(48.4%)	13,297
定期性貯金	196,749	(53.6%)	192,905	(51.2%)	△3,844
その他の貯金	1,152	(0.3%)	1,244	(0.3%)	92
計	367,010	(100.0%)	376,555	(100.0%)	9,545
譲渡性貯金	－	(0.0%)	－	(0.0%)	－
合　　計	**367,010**	**(100.0%)**	**376,555**	**(100.0%)**	**9,545**

注　1.　流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
　　2.　定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
　　3.　（　）内は構成比

2　定期貯金残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和元年度		令和2年度		増 減
定期貯金	189,962	(100.0%)	187,203	(100.0%)	△2,759
うち固定金利定期	189,960	(99.9%)	187,201	(99.9%)	△2,759
うち変動金利定期	2	(0.0%)	2	(0.0%)	－

注　1.　固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
　　2.　変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
　　3.　（　）内は構成比

3　財形貯蓄残高

該当する取引はありません。

貸出金

1　科目別・貸出金平均残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
手形貸付金	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
証書貸付金	94,437（　97.4%）	93,158（　99.8%）	△1,279
当座貸越	129（　0.1%）	104（　0.1%）	△25
制度資金貸付金	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
金融機関貸付金	2,337（　2.4%）	－（　0.0%）	△2,337
割引手形	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
合　　計	**96,904（　100.0%）**	**93,262（　100.0%）**	**△3,642**

（　）内は構成比

2　業種別の貸出金残高

（単位：百万円、%）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
農業	1,349（　1.4%）	1,372（　1.4%）	23
林業	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
水産業	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
製造業	139（　0.1%）	128（　0.1%）	△11
建設・不動産業	10,767（　11.3%）	10,411（　11.0%）	△356
電気・ガス・熱供給水道業	43（　0.0%）	40（　0.0%）	△3
運輸・通信業	88（　0.0%）	127（　0.1%）	39
金融・保険業	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
卸売・小売業・ｻｰﾋﾞｽ業・飲食業	3,003（　3.1%）	4,198（　4.4%）	1,195
地方公共団体	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
非営利法人	－（　0.0%）	－（　0.0%）	－
その他	79,162（　83.7%）	77,557（　82.6%）	△1,605
合　　計	**94,554（　100.0%）**	**93,838（　100.0%）**	**△716**

（　）内は構成比

3　貸出金の担保別内訳

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
貯金・定期積金等	4,313	4,146	△167
有価証券	－	－	－
動　産	－	－	－
不動産	89,825	89,282	△543
その他担保物	－	－	－
小　　計	94,139	93,428	△711
農業信用基金協会保証	59	44	△15
その他保証	229	177	△52
小　　計	288	221	△67
信　用	125	187	62
合　　計	**94,554**	**93,838**	**△716**

4　貸出金の金利条件別内訳

（単位：百万円、%）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
固定金利貸出	80,636（　85.2%）	71,081（　75.7%）	△9,555
変動金利貸出	13,918（　14.7%）	22,757（　24.2%）	8,839
合　　計	94,554（　100.0%）	93,838（　100.0%）	△716

（　）内は構成比

5　貸出金の使途別内訳

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
運転資金	313（　0.3%）	240（　0.2%）	△73
設備資金	79,356（　83.9%）	78,910（　84.0%）	△446
生活資金	14,759（　15.6%）	14,592（　15.5%）	△167
その他	122（　0.1%）	92（　0.0%）	△30
合　　計	94,554（　100.0%）	93,838（　100.0%）	△716

（　）内は構成比

6　債務保証見返額の担保別内訳

該当する取引はありません。

7　主要な農業関係の貸出金残高

①　営農類型別

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
農業	－	－	－
穀作	－	－	－
野菜・園芸	39	30	△9
果樹・樹園農業	－	－	－
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	－	－	－
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	230	218	△12
農業関連団体等	－	－	－
合　　計	269	249	△20

（注）1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、ＪＡや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

②　資金種類別

〔貸出金〕

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	269	249	△20
農業制度資金	－	－	－
農業近代化資金	－	－	－
その他制度資金	－	－	－
合　　計	269	249	△20

（注）1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

８　リスク管理債権残高

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額	－	－	－
延滞債権額	1,010	764	△246
３ヵ月以上延滞債権額	－	－	－
貸出条件緩和債権額	－	－	－
合　　計	1,010	764	△246

（注）1. 破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. ３ヵ月以上延滞債権
元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権
債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および３ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

９　金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

（単位：百万円）

区　　分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年度	120	58	27	34	120
	令和元年度	120	70	12	38	120
危険債権	令和2年度	643	450	183	9	643
	令和元年度	889	655	207	25	889
要管理債権	令和2年度	－	－	－	－	－
	令和元年度	－	－	－	－	－
小　　計	令和2年度	764	509	211	43	764
	令和元年度	1,010	725	220	63	1,010
正常債権	令和2年度	93,103				
	令和元年度	93,575				
合　　計	令和2年度	93,867				
	令和元年度	94,585				

（注）上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権
経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権
３か月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権
上記以外に区分される債権

10　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　　分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	311	303	－	311	303	303	296	－	303	296
個別貸倒引当金	94	63	－	94	63	63	43	－	63	43
合　　計	**406**	**366**	**－**	**406**	**366**	**366**	**339**	**－**	**366**	**339**

11　貸出金償却の額

該当する取引はありません。

12　元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1　内国為替取扱実績

（単位：千件、百万円）

種　　類		令和元年度		令和2年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	39	182	38	191
	金額	35,491	69,774	32,074	71,146
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	0	3	0	1
雑為替	件数	5	5	5	4
	金額	27,297	27,155	26,029	25,816
合　　計	**件数**	**45**	**187**	**44**	**195**
	金額	**62,789**	**96,933**	**58,104**	**96,964**

2　外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3　外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1　公共債引受・窓販実績

該当する取引はありません。

2　公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1　種類別有価証券平均残高

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
国債	6,408	6,273	△ 135
地方債	3,739	3,728	△ 11
政府保証債	2,030	2,020	△ 10
金融債	－	－	－
社債	5,548	8,342	2,794
株式	－	－	－
受益証券	－	－	－
その他証券			－
合　　計	17,726	20,364	2,638

2　商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3　有価証券残存期間別残高

（単位：百万円）

種　　類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和元年度								
国債	－	500	－	－	－	5,740	－	6,240
地方債	－	－	1,100	－	－	2,600	－	3,700
政府保証債	－	－	－	－	－	2,000	－	2,000
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	100	－	6,900	－	7,000
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
受益証券	－	－	－	－	－	－	－	－
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－
令和2年度								
国債	－	500	－	－	－	5,740	－	6,240
地方債	－	500	600	－	－	2,600	－	3,700
政府保証債	－	－	－	－	－	2,000	－	2,000
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	－	－	100	900	7,900	－	8,900
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
受益証券	－	－	－	－	－	－	－	－
その他証券	－	－	－	－	－	－	－	－

4　有価証券の時価情報等

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

該当する取引はありません。

③その他有価証券

（単位：百万円）

	種　　類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	17,843	16,409	1,434	20,329	18,932	1,396
	国債	6,956	6,210	746	6,889	6,213	676
	地方債	4,031	3,699	331	4,013	3,699	313
	政府保証債	2,251	1,999	252	2,233	1,999	234
	社債	4,603	4,500	103	7,192	7,020	171
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小計	17,843	16,409	1,434	20,329	18,932	1,396
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	－	－	－	－	－	－
	債券	2,402	2,500	△ 97	1,722	1,900	△ 177
	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	政府保証債	－	－	－	－	－	－
	社債	2,402	2,500	△ 97	1,722	1,900	△ 177
	その他の証券	－	－	－	－	－	－
	小計	2,402	2,500	△ 97	1,722	1,900	△ 177
合　　計		20,246	18,909	1,337	22,052	20,832	1,219

5　金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

6　デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1　長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：百万円）

種類		令和元年度		令和2年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	5,972	99,999	7,933	99,508
	定期生命共済	789	2,013	485	2,206
	養老生命共済	1,518	36,435	1,457	32,747
	（うちこども共済）	359	11,217	379	10,756
	医療共済	208	6,310	185	5,549
	がん共済	－	126	－	126
	定期医療共済	－	658	－	646
	介護共済	558	2,915	143	2,955
	年金共済	－	741	－	711
建物更生共済		51,844	435,767	52,289	438,561
合計		60,892	584,968	62,493	583,013

（注）金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払契約の死亡給付金額、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2　医療系共済の入院共済金額保有高

（単位：百万円）

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	2	34	3	34
がん共済	2	5	1	6
定期医療共済	－	0	－	0
合計	4	40	4	41

（注）金額は、入院共済金額を表示しています。

3　介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

（単位：百万円）

種類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	851	4,709	323	4,692
生活障害共済（一時金型）	17	62	169	202
生活障害共済（定期年金型）	2	4	6	10
特定重度疾病共済			263	263

（注）金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金年額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

4　年金共済の年金保有高

（単位：百万円）

種　　類	令和元年度		令和2年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	629	4,571	557	4,824
年金開始後	－	1,170	－	1,187
合　　計	629	5,742	557	6,012

（注）金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

5　短期共済新契約高

（単位：件、百万円）

種　　類	令和元年度			令和2年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	1,646	26,979	21	1,564	26,368	19
自動車共済	5,390	－	249	5,189	－	238
傷害共済	4,024	14,529	0	1,331	3,956	0
定額定期生命共済	3	10	0	3	10	0
賠償責任共済	347	－	0	301	－	0
自賠責共済	590	－	13	556	－	10
その他	－	－	－	－	－	－
合　　計	12,000	41,518	284	8,944	30,334	270

（注）金額は、保障金額を表示しています。

経済事業

1　購買事業

（単位：千円）

種　　類	令和元年度	令和2年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	52,208	50,871
農薬	31,451	30,416
飼料	812	904
農業機械	37,948	61,957
自動車（除く二輪）	60,531	1,274
燃料	873	1,018
包装資材	13,108	12,743
保温資材	150,838	186,550
建築資材	31,903	39,917
その他	40,274	40,197
小　　計	**419,951**	**425,852**
生活物資		
食品	181,564	192,422
米	－	－
生鮮食品	96,008	95,063
一般食品	85,555	97,359
衣料品	4,464	1,336
耐久消費財	45,743	81,502
日用保健雑貨	14,584	65,910
燃料	517	72
その他	116	8
小　　計	**246,992**	**341,253**
合　　計	**666,943**	**767,105**

2　販売事業

①受託販売

（単位：千円）

種　　類	令和元年度	令和2年度
	取扱高	取扱高
野菜類	395,251	432,817
合　　計	395,251	432,817

②買取販売

（単位：千円）

種　　類	令和元年度	令和2年度
	販売高	販売高
米	66,484	59,628
野菜類	20,363	26,460
花き・花木	16,086	17,811
畜産物	－	－
農産物	3,650	14,881
合　　計	106,585	118,781

その他の事業

1　加工事業

該当する取引はありません。

2　高齢者福祉事業

該当する取引はありません。

3　宅地等供給事業

（単位：千円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
収益		
受託宅地等供給収益	484,604	474,402
買取宅地等供給収益	－	－
合　　計	484,604	474,402
費用		
受託宅地等供給費用	10,261	10,442
買取宅地等供給費用	－	－
合　　計	10,261	10,442
差　引　利　益	474,342	463,959

4　指導事業

（単位：千円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
収入		
賦課金	－	－
指導補助金	2,678	2,963
実費収入	13,933	14,843
健康管理収入	23,142	15,956
指導雑収入	3,006	2,545
合　　計	42,762	36,309
支出		
営農改善費	76,225	68,010
生活文化事業費	10,234	8,550
教育情報費	16,004	15,681
健康管理費	32,616	23,163
指導雑費	773	369
合　　計	135,854	115,775
収　支　差　額	△93,091	△79,465

5　利用事業

（単位：千円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
収益		
利用（農機）収益	2,803	3,161
利用（葬祭）収益	470,138	316,543
合　　計	472,942	319,704
費用		
利用（農機）費用	56	86
利用（葬祭）費用	307,058	200,191
合　　計	307,114	200,278
差　引　利　益	165,828	119,426

6　旅行事業

該当する取引はありません。

経営諸指標

1　その他の諸指標

（単位：百万円）

項　　目	令和元年度	令和2年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	2,710	2,824
一店舗当り貯金残高	26,519	27,231
一職員当り貸出金残高	3,376	3,909
一店舗当り貸出金残高	6,753	6,702
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	21,665	21,593
一店舗当り長期共済保有高	41,783	41,643
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	22	25
一職員当り販売品販売高	131	216
一店舗当り購買品供給高	111	127

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2　利益率

（単位：%）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.10%	△0.1%
資本経常利益率	2.80%	2.70%	△0.1%
総資産当期純利益率	0.20%	0.10%	△0.1%
資本当期純利益率	2.80%	1.70%	△1.1%

注　1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×１００
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×１００
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×１００

3　貯貸率・貯証率

（単位：%）

種　　類		令和元年度	令和2年度	増 減
貯貸率	期末	25.40%	24.60%	△0.80%
	期中平均	26.40%	24.70%	△1.70%
貯証率	期末	5.40%	5.70%	0.30%
	期中平均	4.80%	5.40%	0.60%

自己資本の充実の状況

1　自己資本の構成に関する事項

（単位：百万円、％）

項　　目	令和元年度	令和2年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	27,699	27,780
うち、出資金及び資本準備金の額	1,784	1,776
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	26,296	26,414
うち、外部流出予定額（△）	370	398
うち、上記以外に該当するものの額	△10	△10
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	303	296
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	303	296
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の４５パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	28,002	28,076
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	82	73
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	82	73
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る１０パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る１５パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	82	73
自己資本		
自己資本の額　（（イ）－（ロ））　（ハ）	27,920	28,003

（単位：百万円、%）

項　　目	令和元年度	令和2年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	141,656	144,357
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８パーセントで除して得た額	8,024	7,955
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセットの額の合計額　（ニ）	149,680	152,313
＜自己資本比率＞		
自己資本比率　（（ハ）／（ニ））	18.65%	18.38%

注　1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

2. 当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当ＪＡが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

２　自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,116	－	－	1,209	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	6,214	－	－	6,217	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,713	－	－	3,713	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	2,007	－	－	2,007	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	283,129	56,625	2,265	291,727	58,345	2,333
法人等向け	10,827	5,763	230	13,308	8,011	320
中小企業等向け及び個人向け	2,277	767	30	2,085	752	30
抵当権付住宅ローン	61,936	21,410	856	62,360	21,568	862
不動産取得等事業向け	6,227	5,861	234	5,781	5,379	215
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	27	5	0	26	5	0
信用保証協会等保証付	6,958	690	27	7,399	734	29
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－
出資等	334	334	13	333	333	13
（うち出資等のエクスポージャー）	334	334	13	333	333	13
（うち重要な出資のエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
上記以外	32,025	50,197	2,007	30,748	49,226	1,969
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資金調達手段に係るエクスポージャー）	13,300	33,250	1,330	13,408	33,520	1,340
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	353	884	35	439	1,097	43
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に関するエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部ＴＬＡＣ関連調達手段に係る５％基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	－	－	－	－	－	－
（うち上記以外のエクスポージャー）	18,371	16,062	642	16,901	14,608	584

（単位：百万円）

信用リスク・アセット	令和元年度			令和2年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	－	－	－	－	－	－
（うちＳＴＣ要件適用分）	－	－	－	－	－	－
（うち非ＳＴＣ適用分）	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
（うちルックスルー方式）	－	－	－	－	－	－
（うちマンデート方式）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式250%）	－	－	－	－	－	－
（うち蓋然性方式400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	416,797	141,656	5,666	426,920	144,357	5,774
ＣＶＡリスク相当額÷８％	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	416,797	141,656	5,666	426,920	144,357	5,774
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額　a		所要自己資本額 b=a×4%
	8,024		320	7,955		318
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	149,680		5,987	152,313		6,092

（注）
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
＜オペレーショナル・リスク相当額を８％で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）×１５%の直近３年間の合計額}}{\text{直近３年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

３　信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）　リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I,Moody's,JCR,S&P,Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和元年度				令和2年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国内		416,797	99,500	18,946	0	426,920	98,739	20,876	－
国外		－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		416,797	99,500	18,946	0	426,920	98,739	20,876	－
法人	農業	10	10	－	－	119	119	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	20	20	－	－	18	18	－	－
	鉱業	－		－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	9,436	9,435	－	－	9,143	9,142	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	603	－	603	－	2,028	－	2,028	－
	運輸・通信業	7,913	－	7,913	－	8,414	－	8,414	－
	金融・保険業	292,257	－	502	－	301,005	－	502	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,675	2,555	－	－	3,745	3,625	－	－
	日本国政府・地方公共団体	9,928	－	9,928	－	9,931	－	9,931	－
	上記以外	1,089	1,089	－	－	5,942	5,942	－	－
個人		81,473	81,473	－	0	79,890	79,890	－	－
その他		11,388	4,915	－	－	6,680	－	－	－
業種別残高計		416,797	99,500	18,946	0	426,920	98,739	20,876	－
１年以下		278,896	682	－		287,509	653	－	
１年超３年以下		2,012	1,516	495		2,602	1,604	997	
３年超５年以下		3,400	2,298	1,101		2,279	1,678	601	
５年超７年以下		2,860	2,760	100		3,326	3,226	100	
７年超１０年以下		7,931	7,931	－		8,076	7,172	903	
１０年超		96,126	78,876	17,249		97,520	79,246	18,274	
期限の定めのないもの		25,569	5,433	－		25,605	5,157	－	
残存期間別残高計		416,797	99,500	18,946		426,920	98,739	20,876	

（注）
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区分	令和元年度					令和2年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	311	303	－	311	303	303	296	－	303	296
個別貸倒引当金	95	63	－	95	63	63	43	－	63	43

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

（単位：百万円）

区分		令和元年度						令和2年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国内		95	63	－	95	63		63	43	－	63	43	
国外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		95	63	－	95	63		63	43	－	63	43	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気･ガス･熱供給･水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売･小売･飲食･ｻｰﾋﾞｽ業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		95	63	－	95	63	－	63	43	－	63	43	－
業種別計		95	63	－	95	63	－	63	43	－	63	43	－

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250％を適用する残高

（単位：百万円）

		令和元年度			令和2年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト０％	－	18,115	18,115	－	18,044	18,044
	リスク・ウェイト２％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト４％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト10％	－	6,918	6,918	－	7,343	7,343
	リスク・ウェイト20％	4,905	283,157	288,063	4,905	291,754	296,659
	リスク・ウェイト35％	－	61,211	61,211	－	61,652	61,652
	リスク・ウェイト50％	1,502	－	1,502	2,003	－	2,003
	リスク・ウェイト75％	－	1,030	1,030	－	1,009	1,009
	リスク・ウェイト100％	603	25,699	26,302	2,028	24,330	26,359
	リスク・ウェイト150％	－	0	0	－	－	－
	リスク・ウェイト250％	－	13,653	13,653	－	13,847	13,847
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト1250％		－	－	－	－	－	－
計		7,011	409,786	416,797	8,937	417,982	426,920

（注）
1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ･バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

４　信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手の為に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。
当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がＡ－又はＡ３以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし，証券化エクスポージャーについては，これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で，算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし，エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について，被保証債権のリスク・ウェイトに代えて，保証人のリスク･ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

区　　分	令和元年度		令和2年度	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	2,007	－	2,007
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	0	－	0	－
中小企業等向け及び個人向け	1	－	2	－
抵当権付住宅ローン	－	14	－	－
不動産取得等事業向け	0	－	1	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	8	－	－	－
合　　計	11	2,022	4	2,007

（注）
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から３ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが１５０％になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

５　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

６　証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

７　出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	－	－	－	－
非上場	13,634	13,634	13,741	13,741
合計	13,634	13,634	13,741	13,741

（注）　「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

８　リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

９　金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・ 金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・ 流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・ スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・ 内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。

・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
⊿EVEの前事業年度末からの変動要因は、主に貸出金の減少等によるものです。

・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩ以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・ 金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてＶａＲで計測する市場リスク量を算定しています。

・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる⊿ＥＶＥおよび⊿ＮＩＩと大きく異なる点

特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB１：金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	4,433	4,147	309	416
2	下方パラレルシフト	－	－	3	1
3	スティープ化	3,934	3,580		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	220	286		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	4,433	4,147	309	416
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	27,920		28,003	

（注） 1. 「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日　時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス１を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1　役員

（１）対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

（２）役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の２種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	122,948	10,245

（注１）　対象役員は，理事34名，監事11名です。（期中に退任した者を含む。）

（注２）　退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

（３）対象役員の報酬等の決定等について

①　役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお，業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

②　役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会，監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2　職員等

（１）対象職員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当ＪＡの職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当ＪＡの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

(注1)　対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

(注2)　「同等額」は，令和2年度に当ＪＡの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

(注3)　令和2年度において当ＪＡの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3　その他

当ＪＡの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

当組合の組織

1　組合員数

（単位：人）

種　　類	令和元年度	令和2年度	増 減
正組合員数	2,167	2,143	△24
個人	2,167	2,143	△24
法人	－	－	－
准組合員数	14,240	14,243	3
個人	14,153	14,150	△3
法人	87	93	6
合　　計	16,407	16,386	△21

2　組合員組織の状況

（令和3年3月31日　現在）

組　織　名	構成員数
ＪＡマインズ青壮年部	218　人
ＪＡマインズ女性部	488　人
ＪＡマインズそ菜部会	326　人
ＪＡマインズ果樹部会	72　人
ＪＡマインズ植木盆栽部会	21　人
ＪＡマインズ花き部会	27　人
ＪＡマインズ畜産部会	7　人
ＪＡマインズ資産管理部会	884　人
ＪＡマインズ西府地区ゴルフ会	47　人
ＪＡマインズ多磨地区ゴルフ会	93　人
ＪＡマインズ調布地区ゴルフ会	79　人
ＪＡマインズ神代地区ゴルフ会	124　人
ＪＡマインズ狛江地区ゴルフ会	58　人
ＪＡマインズ西府地区年金友の会	1,896　人
ＪＡマインズ調布地区年金友の会	2,056　人
ＪＡマインズ狛江地区年金友の会	1,412　人

（注）多磨地区・神代地区に年金友の会はないが他地区と同様に旅行等の活動を行っている

３　役員一覧

（令和3年4月1日　現在）

役職名	氏　　名	常勤・非常勤の別	役職名	氏　　名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	田中　幸雄	常勤	理事	箕輪　節子	非常勤
代表理事副組合長	原　勇司	常勤	理事	富澤　貴	非常勤
常務理事	石坂　朗	常勤	理事	桑田　孝子	非常勤
常務理事	河内　克己	常勤	理事	新井　信隆	非常勤
常務理事	大室　紀之	常勤	理事	石黒　實	非常勤
理事	小澤　豊	非常勤	理事	小川　冨美子	非常勤
理事	小牧　直子	非常勤	理事	竹内　茂	非常勤
理事	石阪　脩	非常勤	理事	松坂　進	非常勤
理事	松村　彰	非常勤	代表監事	川辺　初太郎	非常勤
理事	平田　佳子	非常勤	常勤監事	栗原　健二	常勤
理事	中村　久吉	非常勤	監事	澤井　泰造	非常勤
理事	比留間　吉郎	非常勤	監事	平田　義明	非常勤
理事	板橋　久雄	非常勤	監事	小川　満	非常勤
理事	荒井　守仁	非常勤	監事	鈴木　利一	非常勤
理事	宮内　弘	非常勤	監事	玉渕　光敏	非常勤

４　職員

（単位：人）

項　　目	令和元年度			令和2年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	－	－	－	－	－	－
会計主任	－	－	－	－	－	－
一般職員	181	133	314	182	133	315
営農指導員	6	－	6	6	－	6
生活指導員	－	－	－	－	－	－
合　　計	187	133	320	188	133	321

（注）誤謬の訂正により、令和元年度の「一般職員」「合計」の人数は前年度報告時と異なっている

5　組織機構図

（令和3年4月1日　現在）

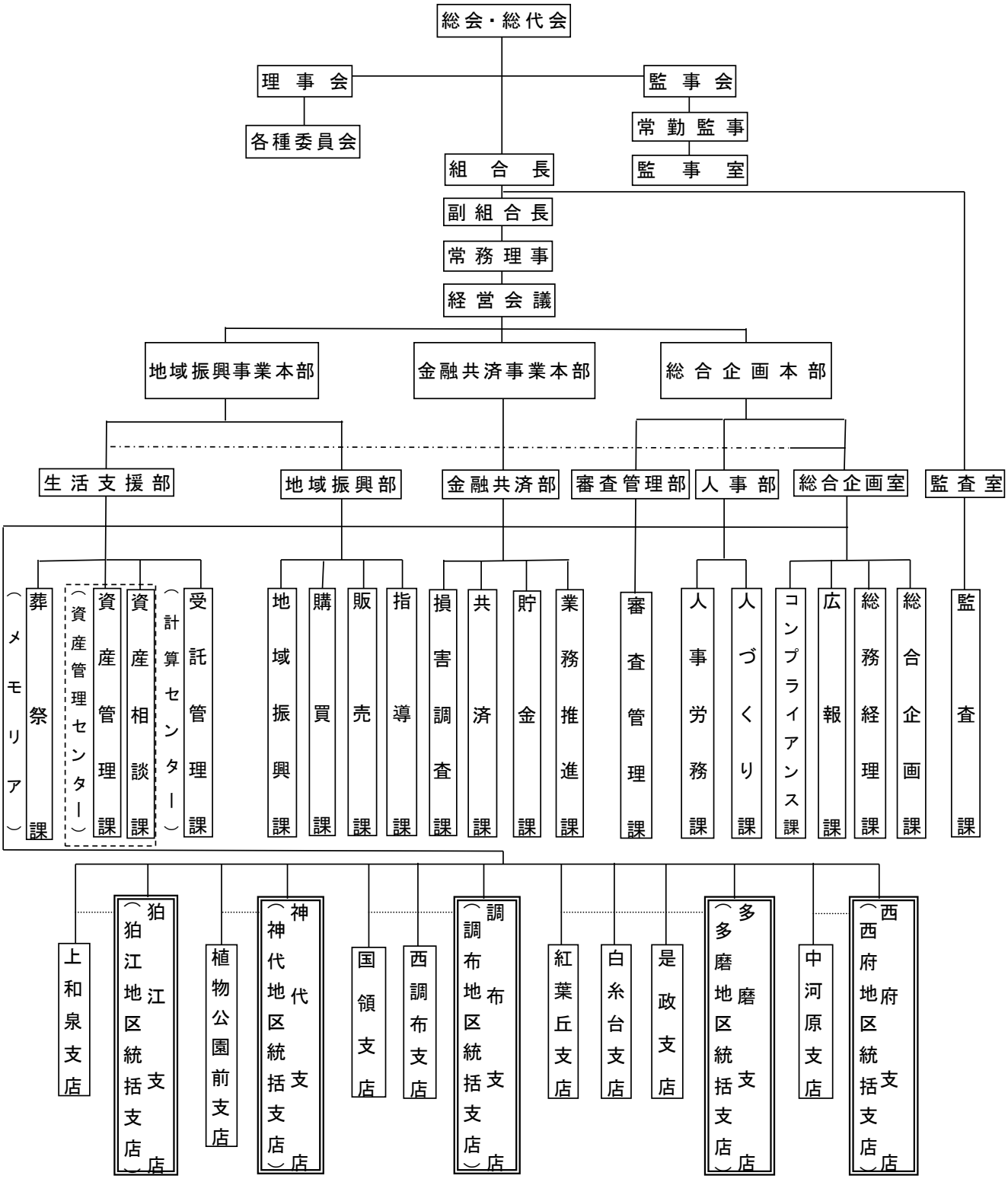

・「 -·-·-·- 」は、職務権限表に記載のある、総合企画室長の合議を要する事項の稟議経路

・「 …… 」は、各地区統括支店長の合議を要する稟議経路

（注）令和３年４月１日付で機構改革を行い、生活支援部内の環境対策課を廃止している。

６　地区一覧

地区・支部名		構成戸数
西府	本宿下組	32
	本宿中組	26
	西府町	40
	日新町	29
	四谷東	36
	四谷西	31
	小野宮・間島	40
	中河原	33
	下河原	25
	芝間	23
	分梅町	32
	その他	39
多磨	押立町	32
	白糸台第一	28
	白糸台第二	37
	白糸台第三	28
	白糸台第四	36
	白糸台第五	30
	若松町第一	48
	若松町第二	39
	若松町第三	10
	是政第一	12
	是政第二	31
	是政第三	19
	是政第四	46
	多磨町第一	17
	多磨町第二	8
	小柳町	22
	青友会	13
調布	飛田給	23
	上石原西部	15
	上石原中部	12
	上石原東部	22
	下石原西部	9
	下石原東部	41
	小島	13
	上布田	16
	宿	13
	西山谷西部	16
	西山谷東部	11
	北浦	10
	下山谷	10
	上国領	13
	下国領	13
	上ヶ給	19
	矢ヶ崎	10

地区・支部名		構成戸数
神代	絵堂	36
	野ヶ谷	58
	山野	49
	宿	30
	又住	30
	上佐須	16
	下佐須	24
	柴崎	18
	下金子	21
	大町	15
	上金子	43
	入間下	45
	入間上	36
	仙川	44
狛江	山谷	14
	原	14
	和泉	23
	松原	25
	共栄	35
	猪方	25
	駒井	30
	岩戸	33
	覚東	16
	昭和	19
	小足立	18

７　沿革・歩み

昭和２３年７月、府中市・調布市・狛江市にそれぞれ組合が発足して以来、私たちは「組合員の方々と協同して農業生産を高め、その経済的、社会的地位の向上を図る」ことを目的とし、様々な運動を行ってきました。しかしながら、昭和４０年以来の急激な都市化、近年の経済構造の変化に伴った農産物の自由化、農業者の高齢化問題など、農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

私たちは、“新しいＪＡ”を構築してこの厳しい情勢に対応するために、平成４年４月１日、５つの組合が合併して“ＪＡマインズ”が誕生しました。

【誕生までとその歩み】

昭和60年７月	合併に向けて、各組合の現況把握・調査・研究のための合併研究会を組織
平成３年11月	合併を決定するため、西府・多磨・調布市・調布神代・狛江市の５組合が、臨時合併総会を開催
平成４年４月	「ＪＡマインズ」として、新組合発足 ／ マインズショップ西府店　開店
平成５年１月	第３次オンライン切り替え、信用事業と経済事業の合理化
平成５年10月	利用センター　開設
平成７年１月	計算センター　開設
平成８年５月	学経理事制　採用
平成８年８月	利用センターを葬祭センターに名称変更
平成８年10月	事業本部制　採用
平成９年４月	資産管理センター　開設 ／ マインズショップ調布店　開店
平成９年12月	マインズショップ狛江店　開店
平成10年５月	員外監事制　常勤監事制　採用
平成13年12月	合併１０周年記念式典を開催
平成17年11月	調布駅南第１地区市街地再開発事業に伴い、調布支店が仮設店舗へ移転 マインズショップ調布店・資産管理センター閉店
平成18年１月	全国統一オンラインシステム『ＪＡＳＴＥＭ』に移行
平成19年２月	各地区経済センターの名称を「マインズショップ」に統一
平成19年３月	地域振興総合センター　開設（計算センター・マインズショップ調布店移転）
平成19年10月	調布サウスゲートビル竣工　調布支店新装開店
平成21年６月	「環境対策積立金」創設
平成22年４月	太陽光発電システム導入支援制度スタート
平成24年４月	合併から２０周年を迎える
平成24年５月	合併２０周年記念式典を開催
平成24年５月	多磨支店新装開店
平成25年２月	リスク管理課・広報課　新設
平成25年12月	葬祭センターの愛称をメモリアに変更
平成26年４月	人事部 人づくり課・人事労務課、金融共済部 審査管理課、監事室を新設 リスク管理課をコンプライアンス課に名称変更
平成27年３月	北山支店閉店（西府支店に統合） 国領支店新装開店（移転新築）
平成27年５月	本店地域振興部が地域振興総合センターより本店（府中市分梅町）へ移転
平成28年２月	貸出農園事業　開始
平成29年２月	葬祭部メモリアを新設
平成30年２月	地域振興部 販売課、金融共済部 業務推進課を新設 地域振興部 経済課を購買課に名称変更 生活支援部 資産管理課・環境対策課が本店（府中市分梅町）より地域振興総合センターへ移転 狛江支店金融店舗 新装開店
平成31年４月	マインズショップ狛江店・経済店舗 新装開店
令和元年10月	狛江支店グランドオープン
令和２年２月	審査管理部を新設 金融共済部 損害調査課を新設 葬祭部メモリアを生活支援部に統合 生活支援部 資産相談課を新設
令和３年２月	野ヶ谷支店閉店（移転） 植物公園前支店 新装開店（旧野ヶ谷支店）
令和３年４月	生活支援部　環境対策課を廃止

８　店舗一覧

（令和3年3月31日　現在）

店　舗　名	郵便番号	住　　所	電話番号	ＡＴＭ設置台数
本店	183-0033	東京都府中市分梅町３－６５－１	(042)334-6111	0
西府支店	183-0033	東京都府中市分梅町３－６５－１	(042)360-3411	2
中河原支店	183-0034	東京都府中市住吉町１－８４－１	(042)364-8955	2
多磨支店	183-0011	東京都府中市白糸台１－１１－１０	(042)365-2161	2
是政支店	183-0014	東京都府中市是政３－１９－３	(042)363-7361	1
白糸台支店	183-0011	東京都府中市白糸台５－２－２	(042)367-0515	2
紅葉丘支店	183-0004	東京都府中市紅葉丘３－３９－２０	(042)369-0761	2
調布支店	182-0026	東京都調布市小島町２－４８－２６	(042)482-0286	2
西調布支店	182-0035	東京都調布市上石原２－３２－５	(042)486-4741	2
国領支店	182-0022	東京都調布市国領町４－４４－４	(042)487-1202	1
神代支店	182-0006	東京都調布市西つつじヶ丘３－８－２	(042)482-0166	1
植物公園前支店	182-0017	東京都調布市深大寺元町５－３９－１	(042)480-6011	1
狛江支店	201-0014	東京都狛江市東和泉１－２－１９	(03)3489-4177	2
上和泉支店	201-0003	東京都狛江市和泉本町４－１－４	(03)3488-0225	1

店舗外ＡＴＭ設置台数　　０台

９　特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

Ⅰ　概況及び組織に関する事項
1　業務運営の組織……84
2　理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名……83
3　事務所の名称及び所在地……87
4　特定信用事業代理業者に関する事項……87
Ⅱ　主要な業務の内容
5　主要な業務の内容……19
Ⅲ　主要な業務に関する事項
6　直近の事業年度における事業の概況……7
7　直近の5事業年度における主要な業務の状況
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)……52
②経常利益又は経常損失……52
③当期剰余金又は当期損失金……52
④出資金及び出資口数……52
⑤純資産額……52
⑥総資産額……52
⑦貯金等残高……52
⑧貸出金残高……52
⑨有価証券残高……52
⑩単体自己資本比率……52
⑪剰余金の配当の金額……52
⑫職員数……52
8　直近の2事業年度における事業の状況
①主要な業務の状況を示す指標……53
②貯金に関する指標……55
③貸出金等に関する指標……56
④有価証券に関する指標……61
Ⅳ　業務の運営に関する事項
9　リスク管理の体制……14
10　法令遵守の体制……15
11　中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況……13
12　苦情処理措置及び紛争解決措置の内容……16
Ⅴ　組合の直近の2事業年度における財産の状況
13　貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書……29
14　貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
①破綻先債権に該当する貸出金……59
②延滞債権に該当する貸出金……59
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金……59
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金……59
15　元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額……60
16　自己資本の充実の状況……69
17　取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
①有価証券……62
②金銭の信託……62
③デリバティブ取引……62
④金融等デリバティブ取引……62
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引……62
18　貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……60
19　貸出金償却の額……60
20　会計監査人の監査を受けている旨……51